

平成29年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成29年12月15日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第12 議案第52号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 議案第48号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第44号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第17 議案第45号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第18 議案第46号 平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

- 日程第19 議案第47号 平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第20 議案第50号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第51号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 発議第4号 北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書
- 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	建設水道課長	武田弘幸君
学務課長	大沼良司君	学務課長補佐	福田一輝君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成29年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月22日、東京都において開催されました第61回町村議会議長全国大会に出席しました。

資料は議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本定例会の御案内をいたしましたところ、議員皆様の御出席を賜りましたこととお礼申し上げます。

ただいまお許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床未来中学校の工事の進捗状況についてであります。

昨年8月に着工しました知床未来中学校は、12月18日に建物の外部作業を終え、足場の撤去を終了する予定となっております。

また、並行して実施しています温泉暖房に係る配管工事と熱交換器やポンプを配置するための機械室の建設工事も進めておりますが、12月中には屋外作業を全て完了いたします。

今後は、建物内部の仕上げに入りますが、順調に進んでいくものと思われ、工期の2月28日までに完成し、検定後引き渡しを受ける運びとなっております。

したがって、引っ越し作業等を終えた後、4月10日に開校式・入学式を挙げる予定としておりますことを報告させていただきます。

2件目は、ご当地ナンバーについてであります。

8月30日に、知床地方版図柄入りナンバープレート導入検討協議会を設立し、自動車のナンバープレートに「知床」の地域名表示とあわせ、図柄を入れるご当地ナンバーの導入について検討を行っているところでありますが、11月8日付で、知床周辺地域の9市町により、北海道に対し導入意向を表明させていただきました。

意向表明に同意していただいた自治体は、根室管内1市4町とオホーツク管内の網走市、斜里町、小清水町、清里町となっております。

現在、3月の正式申請に向け、9市町それぞれの地域状況に応じて、アンケートの実施や広報・住民説明会などを行い、住民合意形成を図っているところでありますが、根室市におかれましては、先般実施されたアンケート調査の結果により、12月12日に協議会を離脱する旨の報告がありました。

当町につきましては、これまで町政だよりや各種会合に出向いての説明会などで周知してきましたが、今後においても広報などで広くPRし、町民の御意見を募ってまいりたいと考えております。

3月の正式申請に向けた8市町の最終判断が確定しましたら、再度御報告をさせていただきます。

3件目は、子育て支援策の充実についてであります。

子育て支援策の充実につきましては、政策課題に関する管理職プロジェクトで検討を進めてまいりましたが、このたび、通学に係るバスの無料化及び新入学準備費の早期支給につきまして、それぞれ支援していく方針を固めましたので、御報告させていただきます。

まず、通学バスにつきましては、町内循環バスによる運行を行っており、準用保護世帯及び過去の統合時に在籍中の児童生徒がいる世帯に対して無料としておりましたが、中学校1校化に伴う知床未来中学校開校に際しまして、既に無料となっている幼稚園児に加えて、新年度から全ての小学生、中学生、高校生も無料とすることと考えております。

つきましては、定期券等の購入を予定されている世帯への影響も考慮いたしまして、事前に御報告をさせていただくこととしました。

また、就学援助制度における新入学児童生徒学用品等の前倒し支給につきましては、平成30年度の新入学児童生徒がいる、経済的に困難を抱えた準用保護世帯から、入学前に支給できるよう準備を進めてまいりましたが、このたびその準備が整いましたので、御報告させていただきますとともに、係る経費といたしまして、本議会に補正予算を上程しておりますので、御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

4件目は、ふるさと納税などの取り組みについてであります。

1点目は、ふるさと納税についてであります。

12月13日現在、1万4,213件、1億8,818万9,930円、対前年比137%、申し込み件数3,841件増、金額にして3,773万6,000円増の寄附申し込みがありましたので、御報告させていただきます。

返礼品につきましても羅臼の産物に加え、羅臼の海産物を仕入れています札幌や東京の飲食店と連携しました食事券を追加し、幅広いものとしております。現在、213品の返礼品をそろえております。

なお、今後も寄附金の増大に向けた魅力ある羅臼町特産品のPRに努めてまいります。

2点目は、平成28年3月に始めました知床らうすブランドにつきましては、今年度、2年目を迎え、11月17日現在、57品の登録をいたしました。全国に水産新聞やさまざまな取り組みの機会にパンフレットを提供し、PRしてきたところです。

11月26日、役場1階のロビーを会場に、町民向けのPRの一環として、第1回目の展示販売会を開催し、来場者80名、約30万円の売り上げをいたしました。来年も開催するとともに、知床らうすブランド品について、関係機関と連携し広くPRしていきたいと考えております。

3点目は、知床らうす特産品販売振興会の取り組みですが、町内の特産品を販売している17事業所が集まり、羅臼産品や知床らうすブランド品をPR販売する目的で設立2年目を迎えました。

物産展については、7月に中標津町の東武サウスヒルズ道東物産展を皮切りに、10月には、ホテルライフオーブ札幌が主催する羅臼・十勝フェアに参加し、札幌市民と交流を

図りました。11月には、鹿児島県、山形屋百貨店が主催する北海道物産展、ホテル熊本テルサでのPR催事を行ってきました。

また、九州にあるホテルの料理人関係者団体のうち、福岡・熊本支部の視察を受け入れ、その後、熊本のホテルで初めて羅臼の食材を利用した北海道フェアが開催され、福岡のホテルでも羅臼の食材を使った羅臼フェアの開催が予定されています。

今後も羅臼町の特産品を広めるとともに、知床羅臼町の知名度アップにさらなる努力をまいります。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、今年度12月13日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期に比べ、数量で147トン増、金額で4,800万円増と伸びておりますが、イカ、スケソウが大量に減少しております。タラ、ウニ、タコにつきましては、横ばいもしくは若干の増となっております。秋サケの結果については、皆様御承知のとおり、数量で、不漁と言われた昨年の3割しかとれず、金額では、昨年の6割程度で漁期を終えております。取扱金額合計で見ますと、前年同期取扱金額に比べ27億7,000万円ほどの減となっております。

この結果につきましては、危機感を持っており、漁獲量に頼ることが年々できなくなっていると推察するところであります。これから冬の寒い中の操業となりますので、海難事故がなく、大漁であってほしいと願うばかりであります。

行政報告は、以上であります。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、6番坂本志郎君。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問は、2件6項目です。

初めに、漁業の現状認識とその対策に関して、3点お伺いします。

報道によると、道がまとめた10月末時点での全道の秋サケ定置網漁の漁獲量は、大不漁の前年の同期をさらに下回り、釧路管内を含む襟裳以東海区が69%減、根室海区が56%減、全道でも34%減の1,455万7,000匹となっております。

羅臼町はどうなっているか。今、行政報告の中でもありましたが、秋サケは11月末現在で、前年220万匹の漁獲量に対して、今年度は69万匹、約70%の減です。漁獲高については、量不足による高値もあって、前年同期の対比で約50%減になっています。

鮮魚全体では、11月30日現在、金額ベースで、前年同期84億6,000万円に対し、今期は56億8,000万円と、3割を超えて下回っています。

漁業生産事業状況を平成16年から平成26年の10年間で見ると、平成19年の152億円をピークとして、平成26年が116億円、10年間の平均は132億円を維持していました。そして、平成28年度に入り84億6,000万円、平成29年度、今年度は前年をさらに下回る可能性があります。羅臼町基幹産業の非常事態とも言えます。

その上で、3点質問します。

1点目、昨年引き続き大きく減少傾向にある漁獲量、漁獲高について、町の認識をお答えください。

2点目、町の基幹産業である漁業の振興に向けて、当面の対策と将来に向けての取り組み課題をお答えください。

3点目、漁業者への緊急的支援策が必要と思うが、町の考え方についてお答えください。

次に、国保、国民健康保険の都道府県化に関して質問します。

都道府県は、2018年、来年4月からの国保都道府県単位化に向けて、2016年11月末に第1回目、2017年1月末に第2回目の事業費納付金標準保険料率試算を終え、7月に出された新たな公費1,700億円の交付についての通知を受け、さらに激変緩和の試算を含めて、8月末に第3回試算を厚労省に報告しています。この試算結果は新聞報道され、担当課の説明によると、当町の平成27年度課税額との比較で12.6%、2万3,978円の減額となっています。

その上で、3点質問します。

今、話したとおり、前回の道の試算では、当町の国保の課税試算額が下がっていますが、道はこの11月に、厚労省の指針、秋の指針、10月23日付に基づき、市町村の納付金などの試算を示しています。これを受けた羅臼町の試算はどのようになってるのかお答えください。また、この試算結果について、町民に公表すべきと思うが、いかがか。

平成27年度現年実績で、当町の国保税は1人当たり14万7,000円で、道内の町村順位で上から6番目と高額の町民負担となっています。これ以上の負担は、町民の実感からも理解は得られないと思います。来年度の国保税の算定に当たり、税額を引き下げる。少なくともこれ以上の値上げを行うべきではないと思うが、町の考え方をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、漁業の現状認識と対策に関して、3点の御質問であります。

1点目は、減少傾向にある漁獲量と漁獲高についての認識についてであります。

秋サケ定置網漁が終了した11月末の漁獲量及び漁獲高を見ますと、刺し網漁業では、スケソウは昨年より減少し、ホッケ、タラ、カレイなどにつきましては増加傾向にありま

すが、依然として厳しい状況に変わりないと考えております。

昆布は、10月2日に、天然・養殖ともに全等級値上げで妥結されておりますが、イカは、昨年比漁獲量で25%、漁獲高で15%まで減少しております。特に秋サケの漁獲量は2,307トンで、昨年比33%、漁獲高は25億4,900万円で、昨年比53%と大不漁となり、数量、金額ともに激減いたしました。

このような状況の中で、羅臼漁業協同組合では、本年の水揚げ予測を鮮魚取扱数量で1万5,400トン、金額で59億円から60億円、製品と合わせて78億円と見込んでおりました。羅臼漁業協同組合が始まって以来、80億円を下回るのは初めてのことであり、大変厳しい年になると認識しております。

特に、秋サケ、マス、イカを合わせましては、数量で約5,500トン、金額で約26億円も減少し、年間水揚げ減少の大きな要因となっております。漁業者のみならず、サケやイクラを必要とする水産加工場を含め、町全体へ与える影響も大変厳しいものと認識しております。

2点目は、基幹産業としての漁業の振興に向けて、当面の対策と将来展望などの取り組み課題についてであります。

漁業の振興に向けた当面の対策としましては、羅臼町第7期総合計画に掲げております持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進を基本に、資源状況を把握するための関係機関との各種調査と資源の維持安定のための栽培漁業の推進であります。

各種調査をもとに、羅臼漁業協同組合が取り組まれている増養殖や種苗放流の事業を継続的に支援するとともに、とったものに付加価値をつけて売るということを羅臼町商工会や知床羅臼町観光協会を含めた、町全体で議論していかなければならないと考えております。

将来展望など取り組み課題といたしましては、先ほど述べましたとおり、本年の水揚げ予測が大変厳しい中、特に大きく影響を与えた秋サケは、釧路・根室管内的にも激減した状況であります。

先般、北海道新聞に道立総合研究機構サケ・マス内水面水産試験所道東センター長が「来遊の中心になる3年魚の姿があるのは数少ない好材料」とコメントされておりました。来年の水揚げに期待したいところであります。

漁業の将来性というところでは、第3回定例会において、高島議員からの質問に答弁しておりますけれども、本年も漁船漁業にとっては極めて厳しい状況にあると認識しておりますし、漁業が落ち込むなど、当町の経済に大きな打撃を与えます。

そうならないためにも、持続性の高い育てる漁業への取り組みは、スピード感を持って、10年後、20年後どうするということにつきましては、しっかりとした計画を持って進めていかなければならないと考えておりますが、海面や漁業権などの問題もある中で、将来を見据えた取り組みを、漁業者で構成する漁業協同組合がどう考えていくか、また、漁業者みずからがどう考えているのかをしっかりと持っていたかなければ進んでいか

ないと考えております。

3点目は、漁業者へ緊急的支援が必要と思うが、町の考え方を伺うについてであります。

本年の水揚げは、羅臼漁業協同組合ができてから初めて80億円を下回る非常に厳しい状況になると予測されております。

漁業の不振は漁家の収入にも大きな影響があると思われませんが、漁業者のみならず水産加工場や商店など、町民全体に大きな影響を与えるものであります。

漁業者への緊急的支援であります。母体である羅臼漁業協同組合は様子を見ながら、これまで同様に融資の継続を行うとしておりまして、この不漁に対する新たな支援策は今のところ考えていないとのことでありますので、町といたしましても緊急的な支援の考えはございません。

続きまして、2件目は、国保税の都道府県化に関して、3点の御質問であります。

坂本議員からは、本年第1回定例会、第2回定例会と、国民健康保険都道府県化に関して継続して質問をいただいております。

また、先日開催されました各常任委員会でも説明させていただいた内容と一部重複いたしますことを御了承いたします。

まず1点目は、来年度からの国民健康保険都道府県化では、道は11月に厚労省の指針に基づく市町村の納付金などの試算を市町村に示しているのが、羅臼町の試算についてであります。

去る11月27日に、北海道国保医療課から示された平成30年度の羅臼町の国民健康保険事業費納付金ですが、総額は4億1,430万5,276円であります。また、その額に市町村個別の歳出や歳入を加味して、道が示した当町の保険税収納必要見込額は3億4,361万1,000円でありました。本年8月に示された第3回仮算定に比べて、当町に求められた納付金では約3,000万円ほど減少しております。

2点目は、試算結果について町民に公表すべきと思うが、町の考え方についてであります。

当町に示されました第1回、第2回の仮算定での試算では、保険料は減額となっていましたが、本年8月に示されました第3回仮算定では保険料が高くなる結果となっております。そのため北海道では、11月に示した仮係数による本算定においては、1人当たり及びモデル世帯の市町村ごとの保険料の公表はしておりません。

また、これまでの試算の中で、市町村が実際に賦課を行う際の保険料との乖離が指摘されていることから、現時点での試算結果の公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

3点目は、平成27年度現年度実績で、当町の保険税は1人当たり14万7,000円で、来年度の算定に当たり、税額を値下げするか、少なくとも値上げは行うべきではないかと思うが、町の考え方についてであります。

平成27年度の国民健康保険料1人当たりの調定額につきましては、議員御指摘のとおり14万7,000円となっておりますが、平成28年度の1人当たりの算定額は、保健福祉課把握分で15万7,000円で増額となっております。

また、参考までに、今年度は10月までの概算で、1人当たり16万2,000円と年々増額傾向であり、国民健康保険加入者に係る負担は増している状況にあります。

国民健康保険制度の都道府県化の目的は、道内どこに住居していても、所得や家族構成が同等であれば同じ保険料になることとしているため、当町の国保加入者の構造上の問題による高額な国保税が、今後解消されていくことが予測されます。

また、来年2月上旬に示される納付金の確定額と被保険者の数や所得の動向を見据えて、最終的に保険税を決定していくこととしており、現時点での値下げや現状維持等の判断は行わないことといたします。

今後、この新制度においては、保険者努力支援制度による支援金が保険税を減少させる財源となっております。この支援金は、市町村が行う健診受診率や特定保健指導実施率等が指標とされており、予防活動が評価される仕組みとなっております。

議員、町民各位におかれましては、今後も健診や保健指導等を積極的に受けていただき、予防活動の評価を高めていただきますよう御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

最初に、国保税についてですが、3点についてお答えがありました。

国保税の算定に当たっては、被保険者数あるいは所得の変化、収納率あるいは療養諸費等々多くの要因を勘案して決められるわけですが、国保の都道府県化では、道の提示する標準保険料率が基礎になります。国保税の都道府県化で、国は保険料高騰に危機感を持ち、市町村に激変を生じさせない配慮を求めるとしています。

厚生労働省も標準保険料率は、保険料算定の参考にはなるが、実際に賦課徴収する保険料率を決めるのは市町村として、平成30年度に関しては、被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担という観点から、法定外繰り入れのほか、財政調整基金の取り崩し額や保険料の算定方式、応能応益割合、保険料の賦課限度額、個別の保険料減免などについて、財政責任の一端を担う市町村の立場で、激変を生じさせない配慮を求めています。

つまり、都道府県の激変緩和措置だけでは、被保険者が払える保険料とはならない可能性があるため、賦課決定権を持つ市町村に、殊さらさまざまな配慮をしてほしいと言っているわけです。

そこで、私は、払える保険料とは幾らで、被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担はどのぐらいなのか。私は、それぞれの自治体の財政状況がありますから、税を課される被保険者、町民一人一人の実感が大きいのだろうというふうに考えています。

今、回答の中で、平成28年度の保険料については、平成27年度に上がっているとい

うふうにお話がありましたけれども、平成27年度で見ますと、1人当たりの国保料は、北海道国保団体連合会の調べでは、羅臼町は14万7,000円です。同年度の全道の保険者自治体は123町村、平成28年、29年では若干変わっていますが、広域連合に含まれる自治体24を加えた147町村の平均国保料は11万円です。この平均11万円を下回る自治体は89自治体、そのうち10万円を下回る自治体は48自治体、12万円から13万円台が43自治体。羅臼町のように14万円を超える自治体は13自治体です。

その意味では、羅臼町町民一人一人の実感は、高過ぎる国保税です。平成30年度、来期の国保税は、4月以降に確定すると思いますが、高過ぎる国保税を引き下げするための努力を、行政はもとより、町長も触れていましたが、町民全体で取り組む必要があると思います。

その上で、2点質問をします。

今申し上げたとおり、国保税適正化は町民にとって大きな問題であります。もちろん町民の努力も欠かせません。私が思うには、国保税算定根拠の一つである医療費を引き下げるべく、健康管理をさらに進める必要、あるいは平成27年度実績で93.5%の収納率を高める。全道平均は96.63%ですから、当町はさらに収納率が悪いのです。もちろん一方で、高過ぎるから納められないという事情もあるでしょうけれども、町民の皆さんが努力しなければならないこと、町長も一部触れておりましたが、この点について、町の考え方を教えてください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議員から2点の質問をいただきました。

まず、1点目の医療費を下げるための町のこれからの姿勢についてであります。先ほど申し上げられたとおり、予防活動を中心に行っていくことが、まず、対策ではないかと考えております。そのために、現在行っております特定健診やがん検診等の受診しやすいような環境を整えておくですとか、勧奨について強化していく、または、現在行っております、治療をされている方の検診を受けたとみなす治療者検診等のデータをいただくことを周知し、受けた方の健康の状態に応じて、保健師、栄養士または歯科衛生士等が指導していくという体制を強化していければと思っております。

収納率を高める方策といたしましては、今まで同様の対策等を行っていくことといたします。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 国保税を算定する上で、幾つかの要因があるわけですが、今、私は2点だけ挙げました。医療費の削減を町民全体で取り組んでいかなければいけないと。今までもちろんいろいろな形で、今、補佐が言われたように、取り組んでいることも承知しておりますが、さらにその取り組みを強化する必要があるだろう。

それから、これも常々言われている徴収率が低いということについても、一般論的に、

今までと同じように努力していきますということではなくて、もう一步取り組みを強化するということが必要なのではないかなというふうに思っております。

次に、この間、常任委員会でもお話ありましたが、ちょっと突っ込んだ話を常任委員会ではしております。国保税が高いということについての認識は担当課はもちろん持っている。町長自身も高いのだという御認識を持っている。標準保険料率が道から出てくるわけですが、下がったり上がったり、よくわからない部分もあるのですけれども、全体としては、現状維持か、もしくは下げる方向で、内部で検討はしているのだというお話がありました。

その中で、現段階での試算ではあるけれども、来年度の国保税の算定に当たっては、財政調整基金の活用を考えている旨のお話がありました。これをやるのかどうかわかりませんが、そういうお話がありました。財政調整基金は、羅臼町の重要な基金、貯金です。その上で、お答えにはありませんでしたけれども、現在の財政調整基金の額は総額で幾らになっているか。

もう一つは、30年度の国保税の算定に当たり、財調の基金を活用する。これを1回国保会計へ繰り入れをするということになると思うのですが、これを1回やると、毎年継続して活用する。つまり固定化するということになると思われるけれども、この点での町の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 今いろいろとお話をいただきましたけれども、基本的に、この保険税の税負担、これはいろいろと考えられるというふうに我々は思っておりますけれども、先ほど保健福祉課長補佐のほうから答弁があったように、基本、幾ら税をつぎ込んだとしても、根本なる町民の健康がそこに達しなければ、やはり幾らつぎ込んだとしても、そこに行かない限りはいつでも保険税が高くなっていくということは、もちろん議員知ってのとおりだというふうに思いますけれども、今の質問の中で、基金の残高ということでもありますから、これにつきましては、今般、補正予算で剰余金の積み立ても提案しておりますけれども、合計1億1,983万円程度の基金残高になると予想をしております。これをどう保険税に組み入れたりということにつきましては、先ほど来お話があったとおり、各市町村が保険料率の対応をするのだと、激変緩和を図るというのは、そのとおりでありますので、今後、算定の結果によって、町の考え方を示してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 正式に財調を使うとかなんとかという話は出ているわけではないので、ちょっと突っ込んだ質問をさせてもらいましたが。るる述べていますように、羅臼の国保税は、町民の実感からしても非常に高いという現状があるわけですから、ぜひ、30年度の都道府県化に当たっては、町としていろいろ努力を積み重ねていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

次に、漁業の現状認識と対策についてお答えがありました。

先月の11月10日に経済文教常任委員会は、漁獲量の減少が町にとって大きな影響があるとして、緊急に漁業協同組合及び商工会の代表者と実態調査を含め、話し合いの場を持ちました。

漁業協同組合からは、鮮魚全体の漁獲高は、前年約80億円、本年度は80億円を下回りそうで、組合始まって以来である。秋サケは、例年48億円から50億円あるのですが、本年度は30億円程度と予想している。鮮魚全体では5万トンあった水揚げが1万5,000トンになっており、資源量の減少は重大問題で、行政にもぜひ力をかしてほしいということでした。

これを受けて、12月11日に、常任委員会は、町長及び担当部署との話し合いを行ったところです。その上で、少し整理をしながら、具体的に3点について町の考え方を伺います。

まず、漁業生産物の付加価値対策として、ウニを取り上げたいと思います。羅臼の特産品であるウニは、近年、原料高により殻売りで他地区へ流れ、そこでウニ折りに加工され、その地区の名前で販売されるという現状があります。以前は、町内の家族作業でウニ折りを生産していましたが、原料高で採算が合わず、町内でのウニ折り加工は減少しています。採算が合わなくなれば、ウニ折りのような手間のかかる作業は自然になくなっていく運命なのかもしれませんが、視点を変えて、ウニ折りの加工技術は、羅臼の漁業文化として伝承すべきものとして捉え、町として位置づけ、一つの伝承事業と考えることはできないだろうか。その位置づけのもとで、2階建て漁港の畜養施設を活用し、ウニ折りのベテラン技術者をマイスターとして、これまでの家族作業から一定集団のウニ折りグループ作業へ転換し、事業化することは可能と私は考えています。

町として、ウニ折り加工を伝承すべき文化として位置づけた上で、協議会を設置し、プロジェクトチームをつくり、町、組合、仲買、生産者、そして専門の講師も加えて、一定の期間をかけて話し合う。その上で具体的な事業計画を、予算も含めて計画化する。このことについて、町として取り組めないものか、考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本議員から、今、羅臼の浜の置かれている現状、非常に厳しいものであるというお話の中から、ウニの加工について、プロジェクトチームをつくって取り組んだらどうかというお話をいただきました。

このウニの折り詰め加工につきましては、漁業協同組合のほうでは、過去に一度試験的に行っているというふうに伺っております。その際の、それが1回で終わったというところの原因も含めて、この辺については、漁業協同組合としっかりお話をさせていただきながら、今後、再度そのことについて取り組めるのかどうか、そのことについても協議をしてまいりたいというふうに思っております。

ウニの折り詰め加工にかかわらず、ほかのものにつきましても、今後、付加価値対策と

してどのようなことが必要なのか、そういうことにつきましては、オール羅臼と言われて
いる商工関係者、それから漁業協同組合、町、観光業者等々を含めまして、皆さんで取り
組んでいく体制をつくるということについては、今後しっかり協議をしてみたいとい
うふうに考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 具体的にウニで始めるだとか、ほかに付加価値をつけるとか、
ちょっと具体的にお話ししましたがけれども、そこに町が主体性を持って参加して進めてい
く、このことが大事だと思いますので、ぜひそのように進めていただきたい思います。

次に、これは道の水産漁村推進計画に示されているのですが、もちろん漁業協同組合も
町としても、栽培漁業の推進については、課題として位置づけ、もう一部始まっていま
す。

栽培漁業への転換時、経費の補助金なのですが、ざっくり言うと事業費の約50%が補
助金で、残り40%から50%くらいは自己負担という仕組みになっています。これか
ら、大がかりではなくても、もっと小さい範囲で栽培事業を続けていく場合に、自己負担
が非常に足かせになるのだらうというふうに思います。その一部を町で補助をする、貸し
付けをする、こういう制度がつかれないものか、町の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 栽培漁業の推進に当たって、補助金等々の利用の際の、大体2分
の1ですとか、そういう補助金であろうかと思いますがけれども、それ以外の部分に対して
の、貸し付けに対しての制度ということだと思いますけれども、当然ながら、漁業者であ
りますから、これは漁業協同組合の中での貸し付け制度を利用させていただいたりするとい
うことは当然のことだと思います。

また、その中におさまらない部分について何らかの支援ということでありましょ
うけれども、羅臼町としては、まずは漁業協同組合の組合員の取り組みに対してどのよう
な取り組みを行っていくのか、それを見きわめながら羅臼町としてどの部分ができるのか、過去
にもいろいろな形で支援をしている部分があります。利子補給であったり、いろいろな形
の中で支援をさせていただいておりますけれども、どのような形がいいのか、これは漁業
協同組合が主体性を持って進めていく中で、羅臼町がしっかりサポートしていくという考
え方でまいりたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 最後のほうでも触れますけれども、漁業の状況が非常に厳しいと
いうときですから、前向きに、どういう方法があるのか、ぜひ検討していただきたいとい
うふうに思います。

次に、羅臼の漁業生産額の急激な減少は、漁業従事者の生活を直撃している。特に定置
漁業の乗り子さんの、一般で言うところの冬のボーナスに当たるのでしょうか、切り上げ

時の支給金というのがあります。ことしは最低補償だと、月の給料のみだとも聞いています。切り上げ時の支給金で1年分の税金を支払う人も一定数いると思うのですが、現状を勘案すると、一部税が滞る可能性は否定できません。町として、年末、年明け分の納税の相談窓口、現在あるのも知っていますが、整えて対応すべきと思います。

あわせて、町のほうから金融機関への支援要請、どういう具体的な内容になるのかというのにはちょっとこの場では申し上げられませんけれども、こういう金融機関への支援要請も行うべきと思いますが、この点についての町の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 税に対する支援策ということでありまして、これは当然に納税相談、これは続けてまいりたいというふうに思っております。

また、金融機関の支援策といいますか、既にもう大地みらい信用金庫では、前浜の管内含めて激減というふうな状況をいち早く把握してございまして、そういう相談窓口も設けているというふうに私たちも聞いておりますので、そういうことを町民のほうにも知らせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 大地みらいが一部やっているのは……、内容は、実際にカードローンのような小口の支援ではないのですよね。私は、羅臼町として、大地みらいなりの羅臼支店に何らかの申し入れが必要ではないかというふうに考えています。この辺も再検討していただきたい。

水産業の振興に向けて、テーマを整理しますと、大きな柱としては、水産資源の持続的な利用と栽培漁業の推進、人材の育成確保と魅力ある漁業経営の展開、安全・安心な水産物の安定供給と競争力の強化、そして環境との調和等々が挙げられます。もちろんこれらをテーマ別に具体化し、実践しなければならぬことは言うまでもありません。

しかし、羅臼の現状は、資源量の極端な減少で、直接的な漁業者の生活のみならず、仲買業者、運送業者、加工業者、燃油を含む小売、飲食業者など、そして町にとっても法人税などの税収減と、すなわち川上から川下まで、町全体に大きな影響を及ぼし始めています。民間のことは民間で、よくこういう話になるわけですが、現在においても、やっぱりこういう問題が発生したときに、直接関係する人たちで進めるべきである、そことの意思統一が専決であるといった考え方があるように思います。私は、これまでは、それでもよかったのかとも考えますが、結果的に問題を先送りにして解決しない。

今、羅臼の漁業の状況は、民間の問題どころか羅臼町全体の問題になっています。特に利害関係が絡むような事業の推進には、行政としてのイニシアチブが決定的に必要されます。先ほど話したウニの新しい事業化などは、町の事業として位置づけで進めることが大事だというふうに考えています。漁業の振興は、一つ一つの積み重ねを実践していかなければなりません。回遊魚に依拠する漁業が不安定なのは今も昔も変わりません。5万トン

から1万5,000トンへ資源が7割も減少していますが、資源を一気にふやす魔法の薬などはありません。今こそ行政の本気度が試されているということを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、6番坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩します。11時5分、再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番宮腰實君に許します。

宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私は、通告どおり2件について質問させていただきます。

まず、1点目でございます。

峯浜町にあります水産系廃棄物堆肥化処理施設についてお伺いいたします。

この施設の運営は、町、漁協、水産物加工協会の三者で行われていると聞いております。近年の水揚げ減少や加工業者数の減少により、費用負担が重荷になっているとの声も聞かれます。近年における総費用や実際の運営状況、町としての今後の対応策をお伺いいたします。

続いて、私は昨年12月議会で、公的機関による前浜の鯨類の調査・研究が必要であるとの御質問をいたしました。これに対しまして、町長から「調査は必要と考える。この海域においてどのような調査が可能か、どのようなデータが得られるのかを国や北海道の関係機関と相談する」との御答弁をいただいております。その進捗状況をお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、水産系廃棄物堆肥化処理施設について、2点の御質問であります。

1点目は、近年における総費用や実際の運営状況と町としての今後の対応策についてであります。

現在、羅臼町水産系廃棄物処理施設につきましては、平成14年度に羅臼町峯浜町に建設をいたしました。

処理施設を運営するに当たって、当町、羅臼漁業協同組合、羅臼町水産加工振興会の三者で、羅臼町水産加工産業廃棄物処理推進協議会が平成5年に、以前からの施設を運営するために組織されておまして、現在の施設も引き続き運営しているところであります。

施設の運営費は、施設の光熱水費や堆肥化に伴う作業委託料、副資材代など、毎年約

1,700万円を要しております、その経費につきましては、各水産加工業者が搬入量に応じた処理量を負担し運営しております。

近年の漁業不振により漁獲量が減少し、水産加工残渣の搬入量も平成27年度には2,000トンを超えておりましたが、昨年度では1,500トン、本年度はさらに減少し、1,000トンを切る見込みとなっております。

協議会では、近年の搬入量減少を受け、これまでの定額処理料の負担では運営が困難になると予想されたため、水産加工振興協会内での協議により、本年度から処理単価の見直しを行っております。また、大規模な修繕が発生した場合の負担割合を関係三者で確認してまいりました。

今後につきましては、施設の管理委託先であります株式会社ばんけいりサイクルセンターと連携し、電気料などのさらなる節約に努めるとともに、関係三者と搬出者である水産加工業者で運営に必要な単価設定などを協議してまいります。

2点目は、駆除した野生動物や狩猟残渣の搬入の可能性についてであります。

水産系廃棄物堆肥化処理施設は、峯浜地域の御理解をいただきながら化製場として設置しており、平成15年2月に北海道中標津保健所から、魚介類・鳥類等製造、貯蔵施設の設置について、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により許可を得ております。この許可によって、魚類のほかに甲殻類、海獣その他水産動物を含む魚介類の搬入はしておりますが、駆除や狩猟による野生動物の残渣搬入は化製場での処理が認められないため、受け入れることができない施設となっておりますので、御理解を願います。

2件目は、鯨類調査の進捗状況についてであります。

昨年の第4回定例会では、宮腰議員より御質問いただきました、公的機関による鯨類調査について、中間ラインを有する根室海域での鯨類調査は進んでいない状況であり、世界自然遺産登録地である本海域において、捕獲調査は現実的でないことから、この海域でどのような調査が可能か、どのようなデータが得られるのか、国や北海道の関係機関と相談していきたいと回答させていただきました。

生態調査の内容としては、出現する種類の記録や時期、行動、食性などさまざまな調査項目がありますが、調査を実施することで、根室海峡にどのような集団や個体がどこからどれくらい来遊し、どれくらいの期間生息しているか、家族構成や移動経路などを含め、解明することはできると思われまますので、まずは町内関係機関やこの海域で調査されている大学などから情報収集をさせていただいております。

環境省からは、鯨類は水産資源で水産庁所管種であるため調査対象外であり、また、世界遺産の関係だとしても、エゾシカのように世界遺産地域に甚大な被害を与える種でもないことから、詳細な調査については実施しておりませんが、観光船事業と連携した出現個体の記録など、簡易な目視調査を実施しているとのこと。

知床財団からは、調査したい内容によって、さまざまな調査手法の組み合わせが考えられることから、何を知りたいのか調査内容を明確にする必要があること、また、ここ数年

で著名な研究者が当町を訪れ、調査を実施していることもあることから、改めて調査を実施する前に、それらの文献を集め解析すること、現在も調査を継続している長崎大学などの調査結果を活用させていただき、分析することも効果的ではないかと助言をいただいております。

長崎大学では、平成19年より10年以上にわたり、毎年8月から9月の2カ月間、羅臼沖でマッコウクジラの調査を継続して実施しており、マッコウクジラの出現位置や日周での水平移動の状況、個体の識別などの調査を実施しています。クジラの見える丘公園と観光船上からの目視調査を実施し、羅臼沖では調査開始から昨年までで196頭の個体を識別したことや若い雄の個体が多いこと、時間帯によって北上や南下する傾向があることなどが少しずつ判明してきている状態です。

また、北海道大学大学院水産科学研究院の先生とも情報交換をさせていただいたところ、やはり中間ラインがあることから狭い海域での調査しかできず、多額の費用をかけて生態調査を進めたとしても十分な調査データを得ることはできないため、現在、調査することができる陸上または観光船上からの調査などを粛々と実施すべきとの意見をいただいております。

現在、日露両国で進められている日露共同経済活動において、調査面でも共同で実施できるようになれば、両国の研究者で有意義な調査ができるものと言っておられました。

これらのことから、当町として、まず、各研究者が行ってきた文献や現在も継続して行われている調査のデータの蓄積を含め、解析していくことが現実的であると考えているところであります。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 町長、先に、私まだ聞かないところまで答えてくださいますとありがとうございます。

まず、水産系廃棄物のお話からさせていただきたいと思いますが、水揚げ量の激減から水産系廃棄物の減少が著しく、でも、年度ごとの総経費は、燃料費や光熱水費、人件費を含む委託料などがありますから、ほとんど変わらないと思われまます。町としての対応が必要なのではないかと考えます。水産加工協会の各事業所ではたくさんの町民の皆さんが働いておられます。

町職員の皆さん、あるいは私ども町議会議員は、町民皆さんの暮らしを守り、生活環境をよりよくするためにこそ存在価値があると考えております。原魚の不足、それから物が減っておりますから、水産加工業者や仲買業の人々の疲弊もかなり著しいものがあります。さらに三者での話し合いを深めて、どのように対応していくかを考えていただきたいと思います。

また、先ほど町長は先に答弁いただきましたけれども、クジラ類やトド類が搬入されているのですけれども、野生鳥獣の搬入は認められていません。私たち猟友会のメンバーとして、狩猟にもいろいろな駆除にも携わってまいりましたけれども、いまだに町で駆除さ

れた鳥獣ですら、よその町まで搬送して処理をお願いしている現状にあります。もし搬入が認められたならば費用負担の一部にもなり得ますし、遠距離搬送からも開放されます。野生鳥獣の持ち込みの可能性、それから、三者での、これからの施設のあり方についてのお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でございますけれども、やはり漁業資源の減少ということがどんどころにも波及するというような状況にあるというのは、皆さんも御承知だというふうに思っておりますけれども、この水産系廃棄物処理工場、今のままでいくと、やはり運営がさらに厳しくなるというのはごもっともなことでありますけれども、これを停止するわけにはいきません。ということから、やはり経費の削減にまずは努めていくというようなことも含めて、維持をしていくということは今後も続けなければならないということです。漁協、町、商工会の役員になっておりますので、私その役員の1人でありますので、今後、水産系廃棄物の協議会、この後、開かれていきますけれども、今、議員が懸念される点、これは十分に三者と協議をしまいたいというふうに思っております。

また、狩猟の関係であります。町長答弁にありましたとおり、法律の中で設置をしたと、法律があって、それは入れられないというような状況もございますので、この辺が、この後どういった形で、もし搬入ができるのかどうか、改めてその辺のことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 平成14年につくられた施設です。今、御答弁によりますと。それ以来ずっと駆除も行われていきますし、クジラ類やトド類が搬入処理できて、野生動物の搬入処理ができないというのは、法律上の問題というふうにおっしゃいましたけれども、この法律上、恐らく保健所の許可云々という言葉がございました。この中に、私、化製化という言葉、僕は知らないのですが、受け入れられないよ、ああそうですかでもって、ずっと十数年置かれているというのは、ましてや町が中心となってやっている駆除でとった鳥獣さえ他町に運ばなければならない。処理能力がどう考えていて、クジラやトドが入っていて、熊、鹿が処理できないはずはありません。もし産業廃棄物、一般廃棄物などの差があるとしたならば、それは、そうではなくて、これを一般廃棄物として認めてくれと言えればそれで済むことではありませんか。直ちにできることだと思います。

それから、それ以前に、農家の方々から、やはり伝染病を心配してというお話がありましたけれども、獣医学の方に伺いましたところ、非常に口蹄疫でしたか、あのころ話があったのは。この菌というのは熱に弱いので、ほとんど問題ないと思われましてという返事でございました。これ直ちに搬入できるように。

そうすると、今、羅臼で駆除される鹿の数だけでも相当量の金額と人件費をかけて他町

まで運んで処理していただいているわけですから、処理費もお支払いして。ですから、至急に調査の上、搬入が可能になるようお願いしたいと思います。まず、そのことについてお答えいただきたい。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 改めてその辺の法的なことも含め、それぞれ上級官庁とも協議を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、クジラの調査のことですけれども、歯を持たないヒゲクジラ属が捕食する魚類には、動物性のプランクトン、アミ類ですとか、カイアシというのは余りよくわからない、エビの小さいものみたいです。カイアシがほとんどを占めるらしいが、そのほかにもサンマ、シシャモ、ニシン、イワシなどの小型のものから、サバ、タラなども捕食するとの報告があります。素人の考えですけれども、当然春に大漁に放流されるサケの稚魚もターゲットになっているものと考えられます。

釧路市でミンクの調査捕鯨が行われておりますし、その調査結果なども大いに参考になると思われますし、網走からは、羅臼海域でのツチクジラの捕獲を網走から来た人がやっております。当然調査結果のデータを入手しておられると思いますので、御披露いただきたいと思います。

資源量の激減の折に、先ほど捕獲調査が現実的ではないというのも、これは私もよくわかります、ここの海域では。ただ、世界遺産の関係だとしても、エゾシカのように遺産地域に甚大な被害を与える種ではないことからということがありますけれども、調査していないのに、なぜ甚大な被害を与えるか与えないかわかるのですか。

それから、私、昨年12月のときにもお話ししましたように、ハクジラ類は毎日体重の3%、ヒゲクジラは体重の4%を捕食する。マッコウクジラは50トンですから、1日に1.5トン。それからミンククジラは320キロになりますか。イシイルカ、わずか200キロしかないのだけれども、これも3%食いますが、しかし、数百頭の群れで来ます。早急に頭数を数えただけで被害額はすぐ出るではありませんか。そんな難しいことではなくて、ロシア側と日本側とで半分の世界があるのであれば、もしかしたら半々、こっちの頭数だけを全部調べられれば、きっと向こう側のほうが多いと思いますけれども、漁船がないだけ。でも、おおよその数値はすぐ出るではありませんか。まず、釧路と網走の調査の内容を求められておりますと思いますのでお知らせください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 大変今の質問、失礼でございます。もう一度確認をさせていただきたいのですが、食べられているだろうトン数を調査していただきたいということよろしいのでしょうか。捕食している数量……。

○4番（宮腰 實君） そうではなくて、捕食するものというのはほとんど、学者の皆さんの中で、研究者の中でわかっています。ですから、捕食する量もおおよそ3%だとか4%とかというのはわかっておりますので、そうすると、頭数掛ける幾らでもって、この海域の大体の被害額が想像できます。

それから、同じ鯨種、例えば釧路海域なのか、ミンククジラの捕獲が行われております、釧路では。それから、羅臼沖ではツチクジラの捕獲が毎年行われております。これらのデータをお聞かせください。この人たちが、何が入っていたのかというのを。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 被害額というふうな形になるかどうかは別にして、その数量につきましては、各方面、もう調査をしているところもある、あるいは今お話がありましたとおり、このぐらいの捕食で、何頭いればこのぐらいだろうと予測がつくだろうということでありますから、それぐらいは調べられるというふうに我々も思っておりますので、これは後ほど調査をして報告したいというふうに思いますけれども、今ここでなかなか報告をするのは難しいなというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私、クジラの調査についてお話ししたのは、丸1年前です。丸1年前であるにもかかわらず、ほとんど何もしていないという答弁になりますよね、これを見ていくと。しかも、すぐそこに釧路の方々が、あるいは網走で、羅臼前でとったクジラの中から何が出てきたかぐらい、データはいただいているのですか。それちょっと納得できない気がしますけれども、去年、早速調査して、どんな調査ができるか検討しますと言った答弁は何ですか。ちょっと納得できません。少なくとも羅臼前でツチクジラが捕食したもののデータぐらいはいただいているものと信じていたのですが、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 大変申しわけございません。

北海道大学等の調査結果を一応いただいております、現在いただいているのが漂着個体のDNAや胃の内容物の調査、これは行っていると。しかしながら、まとめの段階ではないということで、その数量的なことについてはまだ把握ができていないという調査結果をいただいている関係で、どのぐらいの影響があるのかということはまだいただけないということですので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 本当の前浜の漁獲資源量の減少で皆あえいでいるところです。ですから、当然この前浜で捕獲の云々ということにはならないと思いますけれども、日本の領土だと言いながら、73年間帰ってこないために海域が半分に減らされた中で、莫大なクジラたちと一緒に水揚げしなくてはいけない、それに耐えていかなければならない漁民のことを国や関係機関に強く訴えていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、4番宮腰實君の一般質問は終わりました。

次に、3番高島譲二君に許します。

高島君。

○3番（高島譲二君） 通告しております通学費の全額補助について質問いたします。

通学費の無料という言葉も同じ意味でございますので使わせていただきます。先ほど会議の冒頭、町長が行政報告をいたしまして、来年度の新年度より通学費は無料とするという町長の決断を述べておられましたので、もう答えは出ているのですが、100%に近い形で私の質問の趣旨をいただいたのですが、一般質問で通告しておりますので、質問に対して改めて御答弁をいただきますようお願いいたします。

それでは、質問を続けさせていただきます。

我が町の小学校、中学校に通う子どもたちの中には、これまで学校の統廃合により、路線バスに乗って通学を余儀なくされている子どもたちがおります。統廃合によって長距離となった学校に通学するために、バスの定期券を購入しなければならない子どもたちと、通学費を必要としない、つまり、徒歩によって通学できる子どもたちの間で、通学費用に関して不公平な状態が続いております。

岬町から峯浜町までバスによる通学をしなければならない子どもたちに対しては、定期代を含む通学費は全て町が全面補助、あるいは通学費を無料にすべきであると、これまで何度も述べてまいりました。

前回、9月の定例会では、教育長は、全額補助すべきだと思いますとお答えいただきました。しかしながら、通学費の予算編成権は町長の専権事項であるため、町長が了承しなければ通学費の全額補助あるいは通学費の無料は成立しないのであります。

前回、9月の定例会では、町長は、管理職プロジェクトにおいて、総合的な子育て施策として検討を進めているとお答えがありました。3カ月経過した今、町長は、子どもたちの通学費の全額補助あるいは通学費を無料にすることについて、どのような結論に至ったのかお聞きします。

先ほど町長行政報告で、決断をいただいておりますが、再度、この質問に対して御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より通学費の全額補助につきまして、1件の御質問でござ

ざいます。

高島議員からは、これまで数回にわたり質問をいただいてまいりましたが、行政報告でも申し上げましたとおり、中学校1校化に伴う知床未来中学校開校に際しまして、既に無料となっている幼稚園児に加え、通学時利用の小学生、中学生、高校生も無料にすることを考えております。

このことにつきましては、政策課題に関する管理職プロジェクトを設置した中で、子育て支援施策の充実というテーマのもと、検討を進めまいりました。

現行の体制に至った経緯や過去に行われた学校再編時の対応を参考としながら、さらには、将来の少子高齢化の進行を捉え、子育て中の家族を取り巻く環境の変化や、そうした子育てを支えてきてきた地域の協力体制など、一層難しくなる可能性も考えられることから、町内のどこに住んでいても、ひとしく安心して子育てに向き合える環境を行政が支えていかなければならないとの結論に至ったものであります。

子どもたちの安全なども含めて、しっかりと支えてまいりたいと考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） 再質問に入る前に、一つお願いがございまして、今、冬の期間、各町内会の皆さんは除雪に汗だくになって、重機によって除雪していただいているところであります。町としては大変助かっているわけではありますが、家と家との境界、あるいは空き地のところの歩道がどうしても雪が積み重なっているようなので、町内会に御協力を仰ぎ、子どもたちの通学路の確保をしていただくよう要請をお願いしたいと思います。

再質問ですが、今、町長の答弁をいただいたのですけれども、時期が書いていないのです。行政報告では、来年の新年度より通学費を無料にするということだったのですが、来年の新年度より通学費を無料にするということに間違いございませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） はい、間違いございません。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島謙二君） ありがとうございます。

また、これによって、義務教育期間の通学費を無料化することによって、地域的な不公平感が解消されるのではないかと私は思っております。

ちなみに、町長からも無料にするというお答えをいただきましたので言うつもりはなかったのですが、1年生に上がって、それから義務教育期間の中学校3年生が終わるまで9年間、通学費は1人頭、今まで、変更されなかった場合に通学費だけで21万6,000円かかるわけです。2人いたら43万2,000円です。これが、今までの通学の不公平感が続いていたということに対しての私の意見だったのですけれども、これが本当に学費に回るのであれば、そういう意味ではもっと親は助かるだろうし、高等教育のほうにも資金を回せたらというふうに思いまして、町長が御決断いただきましたので、私としては本当にうれしい限りであります。ほかの父兄、通学費を支払っている親の負担も一

気にこれで解消されることになってよかったなと思います。

町長、今般、通学費を無料にするというふうに決断いただきました。義務教育期間のみならず、羅臼高校の通学も無料にするということで、さらに羅臼高校に通ってもいいなど思う人がふえれば、学校存続にも助けになりますし、我が町の父兄、いわゆる親たちにとっても助かる話だなというふうに思います。

これで、町長、本当に敬意を表して、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、3番高島譲二君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番小野哲也君に許します。

小野君。

○5番（小野哲也君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私、余り一般質問をするほうではないのですけれども、もししたとしても、多分1問ぐらいの質問だと思います。今まで。きょう、今回、この2問を挙げさせていただいたというのは、かなり相反するのですが、非常に密接するものだと思って2問挙げさせていただきました。胸をおかりして議論をしたいと思います。よろしくをお願いします。

E S Dについて、E S Dの定義、E S Dを推進することとなった経緯、E S D推進の方法及び成果、そして今後の展望をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、高校存続問題についてでございます。

羅臼町としての基本姿勢及び捉え方、現在の取り組み状況、これは、ある意味お金のほうも踏まえてということで、お願いいたします。

続きまして、道の対応、そして今後の展望及びタイムスケジュールということでお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 小野議員より、2件の質問をいただきました。

1件目は、E S Dについて4点の質問であります。

1点目は、E S Dの定義についてであります。

E S Dは、エデュケーション「教育」ファー サスティナブル「持続可能な」ディベロップメント「開発・発展」の頭文字をとったものであり、持続可能な開発のための地域社会の実現及び人材育成であります。

2点目は、E S Dを推進することになった経緯についてであります。

E S Dは、ユネスコが提唱し、国際的にユネスコスクールを通じて、持続可能な開発のための教育を進めております。

当町では、平成17年7月に世界自然遺産登録になったこと及び平成19年度に、現行学習指導要領にE S Dが位置づけられたことにより、同年、平成19年度から環境教育を推進し、同時に中高一貫教育をスタートさせ、特色のある教育に取り組んでまいりました。

また、ユネスコが提唱するE S Dは、身近な課題について、自分ができることを考え、行動していくという学びが、地球規模の課題の解決の手がかりとなるという理念に基づくものであり、当町の教育施策と合致することから、平成24年度に全幼稚園、全小学校、中学校、高校がユネスコスクールに登録し、全国でも例の少ない幼小中高一貫教育をスタートさせ、6年が経過しようとしているところです。

さらに、当町では、人口減少対策として、平成27年度から5カ年の羅臼町総合戦略を策定し、翌年、平成28年度には8カ年の羅臼町総合計画を策定し、地方創生に結びつく各施策について推進しているところです。

地方創生に結びつくまちづくりは、まさに持続可能な開発のための地域社会の実現及び人材育成、E S Dの考え方が根本にあります。

立教大学E S D研究所や東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターとの連携協定を締結した理由もそれらにあります。

したがって、教育に限らず、全ての行政施策や住民活動の基本として捉えなければならないと考えております。

3点目は、E S D推進の方法及び成果についてであります。

次期学習指導要領では、持続可能な開発のための教育「E S D」等の考え方も踏まえつつ、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むとしっかり明記され、国立教育政策研究所では、次期改訂に向け、学校教育におけるE S Dの目指すべき目標として、教科等の学習活動を進める中で、持続可能な社会づくりにかかわる課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身につけるとしています。

つまり、一つ目の「生きて働く『知識・技能』の習得」と、二つ目の「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」、三つ目の「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性』の滋養」の3点が次期学習指導要領のポイントとなっています。

先ほどお伝えしたとおり、当町では、平成24年度から幼小中高一貫教育をスタートさせ、ふるさと学習「知床学」の中で「クマ学習」や「職業体験」といったものを切り口として、次代を担う青少年の人材育成に取り組んでおり、その成果は、去る12月9日に開催されました第7回ユネスコスクール研究発表会や各中学校の修学旅行で町外へPRされた羅臼町パンフレット、一昨年、春松小学校で作詞・作曲された「羅臼の魅力」からも、

子どもたちの多面的・総合的に考える力やコミュニケーション能力、ふるさとを愛する心は確実に高まっており、着実に育まれております。

4点目は、今後の展望についてであります。

幼小中高一貫教育では、平成24年度にスタートしたときの小学生が、現在、高校生となり、まさに今後、社会人となったときに、その活躍が期待されるところであります。

また、一般向けには、立教大学ESD研究所や東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターとの連携協定を締結した際に、記念講演会や連携協定の説明、本年6月には、連携協定に関する自治体職員の情報交換の開催、さらには、高校存続を切り口とした講演会の開催などを行ってきておりますが、まだまだ地域住民に対してのESD、持続可能なまちづくりの周知が不十分であると考えています。

近年は、10年、20年先が見通せない中ではありますが、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するため、幼小中高一貫教育を軸として、学校教育だけで行うのではなく、地域住民の学びの場を深めるとともに、実効に結びつけ、誰もが幸福感を持って過ごせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

2件目は、羅臼高校存続について4点の御質問であります。

小野議員におかれましては、羅臼町高校存続問題検討協議会委員、また、公立高等学校配置計画地区別協議会委員などのお立場から、羅臼高校の存続問題にかかわっておられ、このたびの御質問は、関連する動きを広く町民の皆様にしめるためのものと御推察いたします。

このような場をいただき感謝申し上げます。

答弁に先立ちお話ししたいのは、この問題の根幹は、羅臼高校や当町だけが抱える問題ではないということです。根底にあるのは、日本全体が抱えている人口減少問題や少子高齢化社会、さらには地域産業の後継者、担い手不足など、解決しがたい問題であります。

このことは、さらなる出生者数の減につながり、当町に限らず、将来のまちの存続を揺るがしかねないものであります。そのことを御理解いただく必要があります。

1点目は、羅臼町としての基本姿勢及び捉え方についてであります。

羅臼高校は、後期中等教育の基盤を確固たるものとするため、平成19年度からは、町立羅臼中学校との中高一貫教育・連携型校となり、その後、平成24年度からは幼小中高一貫教育に改め、これまでの間、地域教育の最上位校としての役割を果たしてまいりました。

羅臼高校の教育の最大の強みは、ふるさとの学びの定着を図っていることであります。世界自然遺産「知床」、その自然や野生生物と共生共存する人の営み、これらを活用した体験学習にあります。

もちろん、進学や就職にも実績を上げているものもあります。

知床の自然、地域産業、自然保護、観光のあり方について学習する独自の設定科目を備

え、地域の協力を得ながら教育活動が展開され、このことは、郷土の愛着、誇りを胸に抱かせ、生徒一人一人、学びに向かう姿勢、個性を磨くことにつながっており、町としてもそれを支えてまいりました。

当町は、たぐいまれな地域資源に恵まれ、解決しがたい地域課題も含め、全てがすぐれた教材であり、同時にすぐれた人材育成の場であると考えております。

その中で培われていく感性や郷土愛は、将来、我がまちを支えていこうとする希望や熱意へとつながっていくものであります。

一方、北海道は、公立高等学校配置計画のもとで、1学年で4から8学級が適正な規模と捉えており、それに満たない高校を小規模校として再編を進めてきております。

当町ばかりでなく、特色ある地域の教育や活動をなくして、北海道のさらなる発展や未来は望めないという思いで、今後も羅臼高校を道立高校として残すため、北海道にしっかり伝えてまいりたいと考えておりますし、町としても手を尽くしたいと考えております。

全国各地で高校を地域の人材育成の拠点として捉え、地域再生に向けた取り組みが始まり、注目されており、再び地域教育の重要性やその力が試される転換期が間もなく訪れると考えております。

2点目は、現在の取り組み状況についてであります。

関連がございますので、今後の展開も含めてお答えしてまいります。

現在までの取り組みの主だったもののみ申し上げます。

本年5月に関係機関及び教育関係者、PTAにより、高校存続問題検討協議会を立ち上げ、協議を開始、また、町長や私らが北海道教育庁を訪問し、教育長や新しい高校づくりにかかわる担当部署とも面談してまいりました。

その際、羅臼高校の取り組みや将来も地域で果たしていく役割、町としての高校存続の考え方、生徒募集間口維持の可能性、中高一貫教育校の連携維持の意思表示、道が考える新しい高校づくりに対しての意見を述べるなどの行動をとってまいりました。

全町挙げての問題提起としましては、先日、連合町内会が取り上げてくださり、専門家を招いて講演会も開催されております。

次に、財政的な支援についても申し上げますが、現時点では、奨学資金制度の用意しかございませんので、高校生全体に及ぶ支援にはなっておりません。

このほか、幼小中高一貫教育に対する活動費補助金として、毎年度320万円を予算化し、一貫教育の活動に資する支援をしております。

なお、高校生の通学費の無料化につきましては、高島議員への答弁で申し上げたとおりでございます。

今後、検討を要するものも多々ございますが、他町と同様な支援策を講じれば、際限のない競争原理が働き、少数の生徒を奪い合うことになりかねません。

一方、当町から町外高校に進学させるには多額な費用負担を伴います。言い換えれば、地元高校の存置が強力な財政支援になると考えております。

このため、生徒をつなぎとめるための財政支援ではなく、羅臼高校のどこにも引けをとらない取り組みを基盤に置き、さらに魅力を強化するために活用してまいりたいと考えております。

これらは、生徒・保護者が期待するところと、高校教諭の負担増大とならないよう、この2点を行政としても押さえながら、確立させていくことが重要になると考えております。

また、さきにも述べましたが、立教大ESD研究所や東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターとの連携協定につきましても期待を寄せているところであり、当町にとって、地域創生に資する人材育成の柱となり、高校生に対しても影響を与えていくことになると考えております。

3点目は、道の対応についてであります。

北海道教育庁では、公立高等学校配置計画、地域別検討協議会が開催され、これからの高校づくりに関する指針を示しながら、専門家はもちろん、道民からも広く意見を求め、計画づくりに反映しようとしております。

指針には、地域における多様な活動や企業等と連携した活動を通じて、獲得した経験を学習活動の中で生かし、より豊かな学びにつながるよう、地域教育資源を積極的に活用し、地域に根差した教育活動を推進するという姿勢を示し、次代の郷土をつくる人材の育成や学校を核としたまちづくりを目指し、地域社会の活性化に取り組んでいく方向に大きくかじを切ろうとしており、当町の取り組みにも追い風となると期待しているところであります。

4点目は、今後の展望及びタイムスケジュールについてであります。

タイムスケジュールですが、10月に行われました高校存続問題検討協議会でさまざまな意見をいただきました。先進自治体の取り組みなども参考にしながら、年が明けてから具体案を同協議会に示してまいりたいと考えております。

また、その中で、取り急ぎ取り組むべきものは、議会にお諮りしてまいる考えでおります。

さらに、地域とともにある学校づくりを進める仕組みとなるコミュニティスクールにつきましても、高校存続問題、強いては地域人材の育成にかかわってまいりますので、高校を含めたコミュニティスクールの導入に向け、そのあり方を来年度において、地域や関係者を交えて協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校、子育て中の御家庭のみならず、地域を支える人材として、今以上に、羅臼町全体で子どもたちに目を向け、子どもたちの学びや、その環境を支えていかなければならないと考えております。

また、町外、道外から本校の取り組みや環境を生かした教育や福祉活動に魅力を感じた生徒・保護者が来町してもらえるかもしれません。このような生徒さんも次代を担う後継者として捉えることも重要であると考えております。

受け入れを実現するには、地域や企業の参画も必要となると思われます。

そういったところから、先駆的な取り組みを地域でも行ってもらえるようになると大変ありがたいと思っております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ありがとうございます。

答弁の中でわからないことを、まず質問させていただきます。

端的に言うと、E S Dは平成19年度から始めたというような形で読み取れるような感じがするのですが、その確認と。

それと、そのときに中高一貫の教育をスタートした。この中高一貫の特色、この特色を具体的にお願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） おっしゃるとおり、平成17年度から中高一貫教育の、高校と中学校との話し合いが行われて、そのときに、羅臼高校で特色ある教育課程ということでスタートしております。その中で、ユネスコの考え方が入ってきたのかなと思われます。実際にスタートしたのは平成19年度からになります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 特色を具体的にお願いします。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 中高一貫教育につきましては、中学校と高校との連携を視野に、また、当時から高校存続問題が言われておりましたので、それに対応するために、この連携策を図ってまいりました。中学校と高校の学びを共有するということで、つながりがスムーズにいくように、そんなところも考えられて取り組んでおります。

近年は、実際のところ教員数の減でありますとか、そういったところがありまして、高校、中学校のそれぞれの乗り入れ授業とか、そういったものが減少傾向にありますが、このような中で、知床学を通じたり、総合的な学習を通じて、郷土理解、郷土愛を育てる、そういった心も育てながら、地域課題を取り上げて、または地域魅力を取り入れて、教育環境を整えてまいりたいというところが、この一貫教育の主なる思いでございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ありがとうございます。

今、教員数の減という話が出ましたが、これはまた後で、全体的にも話ができると思うので、お願いいたします。

それで、E S Dなのですけれども、一番下に「身近な課題について、自分ができることを考え、行動していくという学び」、これは、基本的には、E S Dというのは、私も結構調べましたが、ただの理念なのです。そこを声高に言うのはわかるのですけれども、その具体的な、歯を砕いて説明するといいいましようか、その人たちに現場で動いてもらうと

どうか、その部分というのは、それを踏まえた上で、特にやっている特色とかはございますでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 端的に言いますと、先日行われましたユネスコスクールの研究発表会において、高校生の発表が顕著なものかなと思います。高校生が自分の調べたことをもとにして、私はこうしたいという具体的な提案とか、そういう話に持っていける姿が中高一貫教育の狙いということでもあります。その醸成のために、幼稚園から地域を学び、地域で学んで育てていって、最終ゴールが、今のところ高校生になって、本当に自分たちの考えは地域に反映できるかというスタイルになります。

そのほかに、研究発表のほかに、先日、町長と高校生の懇談会を開催しました。その中でも、高校生が今まで学んできたことの、地域にはこんなことを自分たちは考えているのだ。こういうことをしたいのだということを、今までとはちょっと違った意味で、いっぱい発表していただいたということです。中には、羅臼町には、こんな課題を解決してほしいのだという具体的な意見もありましたけれども、そのように小学校、中学校、高校と子どもたちが育っていけばいいのではないかということです。

小学校の例で言いますと、小学生はどんな発表をしたかと言いますと、小学生が発表した内容は、地域の昆布学習とか、魅力あるいろいろな教材を勉強して、その中から、こんないいところがあるのだという、羅臼のすばらしい特徴などを子どもたちが発表して、そういう面も見られたということです。

あと、E S Dは、まさしく理念です。E S Dは、これは、E S Dは何をするかではなくて、E S Dの概念の中に全ての教育活動が含まれるということです。次期学習指導要領では、今までは、持続可能なという言葉を使ったのですが、来年度から幼稚園から始まる要領の改訂では、その辺の考え方をしっかり育てていって、次代を担う子どもを育てていくという理念がいろいろな教科において散りばめているということです。ですから、その中で子どもを育てていこうというのが、今後の学校教育ではメインになるのかなということです。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 地域的な教育がこれからメインになっていくのかなという話なのですが、E S D自体が割りとは新しい概念の中でできてきている。できてきている背景としては、一番最初にユネスコが提唱したのですが、それを国連が大々的に広めたようなところがあります。それは誰が広めたかと、結局日本政府が広げた部分があって、それを広げる上で何かやらなければいけなかったところに、ユネスコスクールが1,000校も超えるようになってしまったのです、全国で。

そういった流れが、お金も含めて出てきている中で、理念というところで、一つのまちの教育委員会がE S Dを声高に推奨しているというのは全国でどれぐらいあるのでしょうか。

か。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） これは、先ほど言っていましたユネスコスクールの登録になっているところが、主にESDを推進する地域となっていますので、学校の数としては、先ほど言っていましたように1,000校を超える数ということです。それぞれ地域におかれますと、各県にそれぞれ、大きいのは県が単位なのですけれども、東北を拠点とする単位、それから石川県、富山県を拠点とする単位、それから東京周辺を拠点とする単位、それから九州地方を拠点とする、主に福岡県ですけれども、その辺を拠点する単位、北海道では、どちらかという、札幌圏内と、あと、道東圏内の地区、要するに、全国に物すごい数の学校のある中では、1,000校足らずですけれども、そういった中で、一番追い風になるのは、やはり次期学習指導要領にその考え方が載ってきたということが、私どもにとっては大変力強いことになっているのかなと思っております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ユネスコスクールが大体母体となって、その地域のESDを動かしているのかなと。それはユネスコスクールですよ。教育委員会はどうですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 29年度の教育行政執行方針にもありますように、私の考え方は、やはりESDの考え方に基づいて、学校教育、社会教育、そして地域教育をつなげていきたいと。違いますか。教育委員会ですか、そこはまだしっかり押さえていません。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ユネスコスクールがそれを、大学のほうでいろいろとESDを研究していて、その上で、ユネスコスクールが実践しているような、研究段階でありますから、ここのこうだというのは出てこないのでしょうかけれども、そういう形にはなっていると思います。

ただ、市や町の教育委員会自体が、それを声高に叫んでいるという市町村はございますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 北海道は、ESDを声高に取り組んでいるという委員会は羅臼町教育委員会だけです。そういった意味で、羅臼町では、私は、全国でもトップをいっているのではないかなと思って考えております。

あと、市全体でやっているのが福岡県の大牟田市教育委員会が全市を挙げてやっている。それから石川県の金沢市も全市一斉に取り組んでいるというところがあります。

あと、いろいろな県では、そのまちでは取り組んでいるのですけれども、一部の学校でESDをやっているというのがありますけれども、私の押さえているところはそういうところですよ。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、教育長に伺ったとおり、教育委員会がE S Dを推奨しているというのは全国的にも少ないと思います。その少ない理由なのですから、結局、そこはそんなに重要なのですか、そこにたどり着くと思うのです。何でやらないのか、ほかは。1,000校を超えますよね、今、ユネスコスクール。超える中で、何でほかのところはやらないのか、それは、理由は何でだと思いますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） これについては、羅臼町が、先ほど言いましたように、ユネスコに登録になった、世界自然遺産になったことが一番大きな理由であります。そして、その中で、ユネスコに登録になって、その中で学んでいく途中で、ユネスコスクールに登録することによって、我がまちの課題が全て解決するものだと理解しております。なぜかといいますと、羅臼町の生まれ育った郷土の歴史や文化、それから自然への興味、そういう学びの対象がたくさんあるということです。それが、そこで育つ、学びは、ユネスコが唱えるE S Dの概念がぴったりであるということで捉えて、前教育長からこの件に関して進んできている状況かと思えます。

私が教育長として言い始めたのは、平成27年度からの教育行政執行方針で、E S Dを分離しながら、大きな概念に持っていこうとして言葉を使っておりますけれども、29年度からE S Dの概念を、理念を全面に出しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） うちの町の教育委員会が進めていこうという理由ではなくて、ほかのところユネスコスクールがあるのに、その教育委員会はなぜやらないかということなのです。なぜやらないか、これは余り、理念としてはありますけれども、それを推進するということの意味が余りないと思うのです、私は。逆に言うと、それ自体は、お金と時間の無駄遣いなのかなと思っておりますが、その辺どう思われますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 私は、それは全く逆だと思います。E S Dの考え方が我がまち羅臼町の子どもたちのためにはとってもいいことだと解釈しております。ですから、その辺のまちのいろいろな資産や何かによそのまちにはきつくないのではないかと思います。羅臼町は、このE S Dの理念に基づく自然環境とか、いろいろな環境が整っていると理解している。ですから、羅臼町にとってはとってもいい推進の方向であるということです。

また、先ほど言っていましたように、いろいろな人材が来ているということです。いろいろな大学も来ていますし、いろいろなところでうまくつないでいけばますますいいものができるのではないかなと解釈しております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 質問を変えます。E S Dを続けるということで、地元の教育がいろいろとふえていくという中で、今までのカリキュラムがありますよね、普通の授業で

す。普通の授業との整合性というか弊害というか、それをやることによって時間はなくなるわけですから、その時点で、現場、特に先生方はどのようなお考えでいると思いますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） ESDによって余計なことがふえるということは一切ありません。次期学習指導要領でも訴えているように、基礎・基本的な学力はもちろん今までどおりですけれども、主にどういうところでESDの勉強をしていくかといいますと、平成25年度に知床学の副読本をつくったのですけれども、その副読本をつくった段階でも、今後の羅臼町の取り組みを予想しながらつくったものです。ですから、これを活用しながら、幼稚園から高校まで勉強しながらESDの考え方を育てていくということです。

どういう場でやるかといいますと、幼稚園では幼稚園の活動、それから小学校1、2年生では生活科の学習、それから3年生から高校生までは、総合的な学習の時間というのがあるのですけれども、その中で勉強していくということです。

それからあと、その力を育てているのは、当然国語、算数、数学とか理科、社会の教科を学びながら、その考え方を少しずつ入れながら、全体的に子どもたちにはESDの概念をしっかり育てていこうというものです。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ESDというものを掲げて10年が経過したということになります。10年が経過して、学力、小学校、中学校、高校、それは上がっていますでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 私は平成20年度から羅臼町の教育にかかわっているのですけれども、そのころの学力の状況からいいますと、物すごい伸びたとは言いがたいのですけれども、確実に伸びているというふうに思っております。当然、ESDの考え方には、キャリア教育も含めてやっておりますので、当然子どもたちが学習の時間に学ぶ姿勢、そういうのも育てながらやっているということを、自分では進めてきたと思っております。その辺の成果は出ているものと思っております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、教育長、確実に学力は上がっているということなのですが、その根拠は何ですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） もちろん町内では、NRTと言って、小学校1年生から中学校3年生まで、全国の標準学力検査を通して子どもたちの学力の状況、小学校では国語、算数なのですけれども、中学校では国語、数学、英語などを通して学力の実態をつかんでいるということです。

そして、一番の基本は、全国の学力学習状況調査の結果から、それは小学校6年生と中学校3年生だけなのですけれども、その結果を見ながら、学習状況調査などの結果が、平成10何年かだったか、全国学力学習状況調査の結果から比べてみますと、確実に変化はしているかなと思っております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） NRTの学力、点数が上がっているということで考えていいのですか。（発言の声あり）わかりました。特に小学校6年生、中学校3年生が顕著にあらわれていると。そのこともですね、なおかつ実務体験をしているということも、いろいろなことがそうなのですけれども、それが全てESDが根拠だという意味がわからないのです。言っていることはわかりますか。（発言の声あり）そこが私は、ちょっと時間と金が、結局、時間をかけるということはお金がかかるということですから、その部分……。これはただの理念ですので、一つの教育委員会がESDを、実際に私はいろいろとPTAの仕事なんかもしていますと、先生方によく聞くのは、特に、そういう部分があるからふだんのカリキュラムがうまくいかないという部分も聞きます。それに、ESDの理念、概念自体は当たり前のことなのです。それをどうこうということではなくて、今、具体的にやらなければならないことが多分いっぱいあるはずなのです。そのことの一つとして、高校の存続問題ということも今回挙げさせていただいたのですが。

私の率直なESDに関しての気持ちを伝えさせていただきますと、どうも街角の料理屋さんがフランス料理の巨匠のレシピを見て、どうにもならないでいるような状況しか私には見えないのです。もう一つ言えば、その辺の大工さんが黒川紀章から設計図をもらって、これどうすればいいんだべというようにしか見えないのです。

今、答弁いただいた中にも、浸透が不十分であるという部分、認識しておられると思うのですけれども、私は、浸透が不十分なのではなくて、教育委員会自体がこれ自体を認識していないから浸透させられないのではないかと思っております。その辺いかがですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 私は、そんなことは決してないと思います。確かに、進捗状況というのですか、先生方への理解とか地域の理解というのはこれからの課題だと思っております。先ほども言ったように、次期学習指導要領は、持続可能な云々の言葉はいろいろなところに散りばめられているということが、羅臼町にとっては最大の、これから進めていく上でのメリットになると思います。

それで、その辺のことを進めるために、先般、東京大学と海洋教育アライアンスというところと、海洋教育を進めながら、教育課程をしっかりと組んでいこう、この辺の流れをうまくつくっていこうというところで、海洋教育の押さえを……。来ていたらわかると思うのですけれども、環境と生命と、それから安全の柱で、横のつながりを見ながら、羅臼町の教育課程をどうやってつくっていくかというのを、実際に東京大学の先生方の学びを通

して、羅臼町の本当に地域の方、それから学校の先生にうまく浸透していくようにしていけば、羅臼町の教育というのは、最もすばらしいところに進んでいくのではないかという考えで進めております。ですから、この辺の方向性は来年度においても変わらない立場でいかなければならないと考えております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今の東大の先生の話とかでも、今、現場の先生方にしっかりと反映させられればというような話なのですけれども、実際に今、立教にしても東大にしても来ていると思います。来て、その先生方は、実際、現場の先生方とどういった話をしていきますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） まだ具体的な話というのは、一部の先生方としかできていないのですけれども、その辺も含めて、来年度は進めていきたいなと思っています。羅臼町には何度か立教大の先生、それから東大の先生が、これからは何回か来ると思います。そして、その中でいろいろな講演などもしてもらって、今後は町内の先生方にも浸透していくかなと思っています。

平成29年度は、夏休みに町内に住む先生方において、ESDについての勉強会も開催しています。それには、全員対象で先生方が参加して、ESDについての勉強会もしています。その後、ESDについて関係する、立教大の先生ではないのですけれども、全国のそれにかかわっている先生も呼んで研修会もしております。ですから、この後も、来年度もいろいろな大学の先生、またはそれにかかわっている先生をお呼びして進めていこうと思います。それは全くやっていないわけではないので、これからも何度も研修会を通しながら、講演を通しながら、地域に浸透させたい。それから先生方にも浸透させたいと思っています。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 現場の先生方も大分参加してきているということで、立教なり東大なりの先生方を含めた、羅臼の教育するほうの状況というのは変わっていくのだろうというような話ですね。了解しました。

続きまして、高校の存続問題に行かせていただきたいと思います。

来年、間口はどのようになりますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 先般、道教委から発表した中では、一間口募集となっております。ですから、来年4月からは各学年一間口で、3学級の高校となるということが予想されます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ここ何年かの中学生から高校生に行くときの人の目減りというのですか、非常に顕著なものがあると思います。今、一間口ということは、40人以下にな

るということです。こうやって減ってきた状況の中で、先生方の人数の減りぐあいというのはどのようになっていますか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 管理職を除いて、また、養護教員を除いて、事務職員を除いて、一般教員が12名でありましたが、一間口になることによって10名となる予定になっています。ただ、いろいろな取り組みの中で、加配とか、加配というのは、教員を、ある目的に従ってプラスアルファするような申し出が北海道教育庁に対してできるということもありますので、10名に決定したわけではありませんが、そのようなことが考えられます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今まで、例えば5年、10年の間に何名の先生方が減っていますか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 過去の資料で見ますと、年度は明らかではないのですが、多分10年くらい前であると思うのですが、それによると18名、そういった教員。ただ、その中に管理職が含まれていたかどうかは不確かです。今、資料を持ち合わせていませんので。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、協議会なりという状況が道のほうに、道のほうも適正配置の状況で動いていると思うのですけれども、来年、高校生に上がる人たちの予定人数は何人ですか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 現在、中学生の卒業生が50名程度いまして、その中で、平成29年4月の進学率は50%にとどまったのですが、今、確認作業の中では、これは流動的です。35名前後という形で聞いております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ということで、一間口という状況になる。わかりました。

先生が減ることが一番大変なのです。先生方からよく聞くのは、今の羅臼高校、昔からそうなのですけれども、必ず一学年に1人や2人、すごい大学に行く人間がいます。それはなぜかという、先生方が授業以外でもずっと教えているのです。教えている先生方が確かにいたのです。それは、今でも伝統として高校の先生方はやってくれています。やってくれている状況というのが、先生が少なくなってくればくほどできなくなる状況になってきます。それはどうしてということになると、生徒をふやさなければいけないという状況になります。

今、私も今回の質問をさせていただくのいろいろな資料を集めました。答弁の中では、まず、人口減が問題だと書いてありますけれども、人口減でも何でもやっているところ

ろはやっているのです。そういった部分が、この答弁を見ても非常に少ない。今後、何かに対応することを、来年、具体的に出していきますという状況なのですが、ちょっと遅い部分はあるのでしょうか、それには期待させていただきます。

その中で、私ちょっと、道内でも上川とオホーツク、この2管内を取り上げたのですが、それだけでも10校ほど、いろいろなことをやっていることがあるのです。もちろんバスの無償化なんていうのは当たり前の話で、よそから来る人たちのための手当てを非常にやっています。

その部分、今の答弁では、一番最後のほうに、来てもらえるかもしれないというような形で書いてあります。教育委員会が、来てもらえるかもしれないではなくて、来てもらうための方策を考えるというのが当たり前の話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 小野議員言われるとおりでございます。それで、北海道教育庁に対して、そういったことで町長もお話しております。というのが、北海道の中では、今、道立の高校については、例えば道内は問題ないのですが、道外からの生徒の募集というのが、本当に限られた高校でしか枠がございません。これについては、北海道教育庁に働きかけて、今後もですが、道外からも羅臼を魅力に感じてくれている方々がいるので、もちろんそういった教育に足を向けてくださるような保護者の方もいると思いますので、そういったところを捉えて、今後北海道教育庁に対して要望していきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、学務課長が言われた道外という話なのですけれども、言っている意味はよくわかります。というのは、私が調べていることの中でも、道外に関してのことというのは余りないのです、実は。そこにも目を向けていきたいという部分は、非常に突出しているなと思っております。

金額的にも優遇的にもいろいろなことをやっているのです。私ちょっとびっくりしたのは、林修先生という予備校の先生、東進スクールでしたか、あそこの通信の授業料まで払うということもあるのです。今そんな、私はこういうのは好きではないのですけれども、町がサービスを、あっちもします、こっちもしますというのは余り好きではないのですけれども、今、どこもそういう状況になっていて、うちが人口減少がまず頭にあるなんということ、私は口が裂けても言えないのかなと思います。

なおかつ、ちょっと疑問に思ったところがありまして、「町外高校に進学させるには多額な費用負担を伴います。言いかえれば、地元高校の存置が強力な財政支援になる」これは誰も思っていないですね。もし高校がなくて、これから高校ができるということであれば、それは、やったなど、よかったなどということになると思うのですが、こういう思想というのは私にはちょっと理解できません。

結局いろいろと教育委員会には期待するのですけれども、なかなか事実は、来る、

来ないというところは、地元の存続というところ、これは学校だけの問題ではないと思います。

私自身も自分で事業をしていて、事業を継承していくというような状況、みんなが、高校も存続していかなければならない、町も継承していかなければならない。それには、地元の人たちもそれぞれ継承していかなければならないと言われたときに、この前、商工会で先生が来られまして、継承をさせるには、継承する側、つまり、今やっている側は、それだけの負担を負わせることを、腹をくくらなければならぬというところが出てくると思うのです。そこの部分で、私もできていないところというのは非常にありまして、例えば高校の存続を教育委員会に求めますといったことでも、確かに、冒頭で教育長が言われたとおり、人口減少で地域は立ち行かなくなるような状況というのはできてくるのかもしれませんが、そこを認めてしまったら、この話は何もないわけで、難しいかじ取りだとは思いますが。

私は具体論を求めるとずっと言ってきましたけれども、それが来年出るということもわかりました。ただ、具体論が出て、実際に実行して、その上で生徒がふえていかなければ意味がないので、そういった状況、私は私として、微力でお手伝いいたしますし、現場の先生方を教育委員会の方々は支えてあげてほしいと思います。今後の教育委員会に期待をします。どうも御苦労さんでした。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、5番小野哲也君の一般質問は終わりました。

ここで、2時15分まで休憩します。午後2時15分、再開します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、最後になりますが、2番田中良君に許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、3件質問をさせていただきます。

まず、1件目につきまして、羅臼町活性化支援策について。

羅臼町活性化支援策で、平成30年度に行う施策について、3点について関連するものがあるか、お願いいたします。

まず、1点目につきまして、産業について。

2点目、医療・福祉について。

3点目、教育について。

二つ目の質問ですけれども、新中学校の建設について、2点お伺いいたします。

新中学校の建設について、平成30年4月の開校に向けて進行していると思うが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

1、タイムスケジュールのおくれはないのか。

2点目に、開校の準備の状況はどのようになっているか。

3点目、幼小中高の一貫教育について、2点お尋ね申し上げます。

1点目、幼稚園、小学校の適正配置計画はどのような状況なのか。

2点目、関連事項となりますが、ゼロ歳から3歳までの保育環境について。

以上、3件の質問について、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町活性化支援策で、平成30年度に行う施策について、3点の御質問であります。

1点目は、産業についてであります。

まずは、基幹産業である漁業の安定が地域経済を支え、町全体の活性化につながると認識しておりますので、羅臼漁業協同組合が取り組む沿岸資源の維持・増大対策事業や安定した漁業生産が維持できる持続性の高い漁業に関する事業などに引き続き支援をしております。

水産及び商工関連といたしましては、先ほど行政報告させていただきました、ふるさと納税などの取り組みであります。ふるさと納税返礼品には、羅臼の特産品に加え、町内宿泊施設の宿泊券や観光船の乗船券、札幌や東京の飲食店と連携して、羅臼町の食材を使ったコース料理の食事券なども新たに追加し、寄附金の増大に向けた取り組みをさせていただいております。

また、知床らうすブランドの特産品PRと利用の拡大、知床羅臼町の知名度向上、産業活性化補助金を活用した新商品開発など、魚を中心とした加工品などを広く販売するための取り組みをしております。特に浜の状況が大変厳しい中、町内水産加工業の振興と活性化につながるものと考えておりますので、今後も積極的に支援をしております。

飲食関係につきましては、羅臼の食材を使った統一メニューの取り組みを進めております。商工会を中心に観光協会、飲食業連合会など関係機関と協働で製作し、羅臼のおいしさを広くPRして、町内飲食店で提供していきたいと考えております。

これらの取り組みにつきましては、羅臼町第7期総合計画の地域産業の活性化に掲げております地場水産品の付加価値向上や地域内循環と地産地消の推進として積極的に取り組んでいるところであります。

観光につきましては、平成25年から寄港しておりますつぼん丸のクルーズが、来年度は4回から5回に増便となることと決定されましたことから、町内飲食店やお土産店などへの集客も増加されるものと思われまますので、しっかりとした受け入れ態勢を整えたいと考えております。

広域観光の取り組みといたしまして、教育旅行の誘致や大学ゼミによるインカレ事業に加え、新たに根室観光連盟が事業主体となり、根室管内のビジットジャパン受け入れ事業

や観光誘致プロモーションなど、交流人口の増加と拡大に向けた取り組みを計画しているところでもあります。

当町の情報発信ツールとして、フェイスブックやインスタグラム、ホームページなどのSNSを活用し、各種取り組みを関連機関と連携しながら情報を発信していきます。

また、当町では「羅臼町まちづくり団体登録制度」をスタートしており、登録団体の活動内容を広報誌やフェイスブックなどで情報発信もできますし、熱意あるまちづくり活動や産業活性化に向けた主体的に取り組むに對しましては、地域活性化補助金による支援を行い、応援してまいりますので、積極的に活用していただきたいと考えております。

産業の活性化につきましては、町内の各団体はもとより、近隣市町との広域的な連携を図りながら進めていくことが重要と考えておりますので、関係機関との連携を密にし、町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、医療・福祉についてであります。

昨年第4回定例会、また、本年第2回定例会でも、町の活性化について同様の御質問をいただき、本年第2回定例会では、医師の複数化、地域包括センターの運営状況、移住体験モニター事業などを活用した医療・福祉・介護の専門職員の確保について御答弁をさせていただいたところでもあります。

当町の地域包括ケアシステムの充実を図る上で、これまで進めてまいりました施策を継続して行うこととし、より具体的な施策を行っていきたいと考えているところでもあります。

本年、執行方針でも述べましたが、町内福祉施設では、介護職などの専門職員が不足しており、人材確保に苦慮しているところでありまして、各事業所と連携を図りながら、介護職などの担い手不足対策について協議してまいりました。

来年度は、介護従事者の研修など、職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援していきたいと考えており、事業所及び町内における介護人材の育成と確保を図ってまいります。

3点目の教育、また、2件目の中学校建設については、後ほど教育長よりお答えをさせていただきます。

3件目の幼小中高一貫教育について、2点の御質問であります。

1点目は、幼稚園、小学校の適正配置計画の状況についてであります。

来年度には、中学校が1校となります。今後、2園2校ある幼稚園及び小学校の扱いはどのように整理されていくのかということで御答弁させていただきます。

本年度の町長行政執行方針で、将来にわたる当町の人口推計を見据えながら、幼稚園の1園化、小学校の1校化について考え方を示してまいりたいと申し上げました。

本年度は、政策課題に関する管理職プロジェクト内に1校1園化部会を設置し、将来的に1校1園とするとした場合に、統合校となる施設の必要規模や通園・通学に係る交通機関の確保の可能性、統合後の施設の有効利用などについて検討を求め、10月に報告をい

いただきました。

これを受け、私としては、財政的な見知を含め、これらに係る将来の方向性を示してまいりたいと考えております。

また、適正配置を検討するに当たっては、少子化に伴う学校等の小規模化が進む中で、将来にわたって子どもが生きる力を養うことができる学校教育を保障する観点で、そのあり方を検討していく必要があります。

今後は、町や学校関係者、PTAなどで構成する適正配置計画検討委員会を立ち上げるとともに、先ほども述べましたとおり、人口動態、交通環境の整理、施設の利用のあり方などを同検討委員会へお示しし、将来にわたる適正配置のあり方に関して諮問してまいりたいと考えております。

その後は、同検討委員会の提言内容を踏まえ、幼稚園、小学校の教育環境をよりよいものとするために、保護者や地域住民と共通理解を形成しながら適正配置計画案を策定し、議会にお諮りする予定をしております。

2点目は、ゼロ歳から3歳までの保育環境についてであります。

本年第2回定例会での議員の御質問に対して、今年度は、さまざまな子育て家庭への支援を総合的に考えていき、メニューを重点化し、計画的に充実していきたいと御答弁させていただきました。

アンダー60創造会議では、4回にわたり、羅臼の子育てについて検討し、意見をいただきました。また、全庁的に子育て支援に関係する部署からメンバーを選出し、プロジェクトを立ち上げ、保育体制や経済支援など、今後の羅臼町の子育て支援についての提案をいただいております。

ゼロ歳から3歳児の保育の現状では、民間で運営されている保育園が1カ所と、個人契約の託児、また、1歳児以降に対しては、子育て支援センターでの短時間での託児が行われていますが、これでは十分ではないと認識しております。

しかしながら、最近の出生数の状況から、将来的には、認定こども園などの保育について整えていくことが必要だが、今後数年間では、現在行っている両幼稚園での預かり保育や放課後児童クラブの充実を図ることが妥当との意見をいただいたところであります。

まずは、幼稚園児以降の保育の充実を図り、働く母親の支援を行うとともに、当町に合ったゼロ歳から3歳児の保育につきましても、施設整備が必要となってくることから、1校1園化を含め、検討を引き続き行っていきたいと考えております。

この後は、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 1件目の3点目ですけれども、教育についてであります。

このことにつきましては、政策課題に関する管理職プロジェクト及び子育て支援プロジェクトにて、多くの職員がかかわり、検討してきたところであります。

引き続き検討が必要な事項もございますが、その中であって、来年度より支援していく

方針を固めましたのが、通学に係るバスの無料化であります。

もう一つは、就学援助費の入学前支給となる新入学準備費の補正予算を今議会に諮って、本年度から入学前支給を開始するものです。

また、このような検討協議の場を通じて、児童生徒が抱える健康問題や生活習慣の課題が浮き彫りになりました。

子どもの自立に向け、親が備えておくべき力、家庭の教育力の向上に向け、アプローチが重要になっているとの認識に立ち、羅臼町の子育て支援関連事業の見える化や子どもの未来を育む家庭教育の支援につきまして、学校を含め、福祉・教育が歩調を合わせながら、既存事業の強化及び見直しを進め、新たな取り組みへとつなげてまいりたいと考えております。

2件目は、新中学校の建設状況並びに開校について、2点の御質問であります。

1点目は、建設のタイムスケジュールについてであります。

行政報告でも申し上げましたとおり、12月18日に建物の外部作業を終え、今後は建物内部の仕上げに入りますが、順調に進んでいくものと思われ、工期の2月28日までに完成し、検定後引き渡しを受ける運びとしております。

2点目は、開校の準備の状況についてであります。

開校式は、知床未来中学校の始業式及び入学式当日となる平成30年4月10日を予定しております。

現中学校管理者との協議で、開校式は午前実施し、午後からは入学式を行う予定で考えております。これに向かってさまざまな作業が行われていくことになっております。

主なものについて申し上げますと、施設備品につきましては、既存校から引き継ぐものも含め、選定を終了しております。

新設する備品の入札は、今月末に実施予定で進められ、これら施設備品は、3月上旬に行われる新校舎等の工事検定後、直ちに納品を開始し、その後に、既存校から引き継ぐものの引っ越し作業を行う予定となっております。

通学バスにつきましては、先ほどの高島議員の一般質問に御答弁しましたとおり、阿寒バス株式会社との協議を進めており、年内に保護者説明会を行い、より実態に合わせた運行体系がとれるよう、通学バス利用対象者からの動態把握をすることとなっております。

また、羅臼大使である吉幾三氏に作詞・作曲していただきました知床未来中学校の校歌の練習につきましては、先日、両中学校の開校式を終えたこともあり、3学期より練習体制を整えることができるよう準備を進めてまいります。

学校においても、昨年7月に羅臼町立中学校開校準備委員会を設置し、総務部、教務部、生徒指導部、研修部を構成され、両中学校による協議が繰り返し行われてきており、それぞれ運営計画の策定も完了しております。本計画に基づいて、開校に向けての準備がされているところであります。

なお、開校までの事務手続としましては、北海道教育庁に対して、市町村立小中学校等

の設置配置等の届け出が必要なことから、今月中に提出する予定で作業を進めており、関連といたしまして、本会議に、羅臼町立学校設置条例の一部改正案を上程しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず、2点目に質問いたしました、新中学校の建設についてなのですが、まず一つ目、タイムスケジュールのおくれはないかということなので、今月の18日月曜日に外装工事が終わり、内容工事も進み出すということで行政報告を受けました。それで、2月末までの完成予定で、3月に検定ということで、今、報告を受けたのですが、それで間違いないかどうか。タイムスケジュール的に、最初から、実は先月、行政視察をさせてもらったときに、まだちょっとおくれぎみなのだというお話を受けていたので、その辺あたりは、そのおくれを取り戻したのかどうかということ、まず1点確認と。

もう1点、2月28日までに工期が終了する予定。これが、結果的に、今12月15日ですから、これからタイムスケジュールを考えますと、正直73日しかありません。ましてや、これから年末年始に入って、当然建設のほうも休まれるから、大体65日前後ぐらいではないかと。それから日曜日とかも抜けば、50日ちょっとぐらいの期間しかないスパンの中で、ちょっと懸念される部分がありますので、その辺あたりをちょっとお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 中学校の進捗状況といたしましては、今、手元にあるのが11月末現在の設計事務所の監理報告書によるものでございますけれども、建築の進捗状況、80%の進捗状況のところを75%というところで、パーセント的には5%のおくれということで、進捗させていただいている状況でございます。

ただ、この後、先ほど御報告させていただいたとおり、外部作業から内部作業のほうに移っていくものですから、1月、2月の2カ月間で十分この5%のおくれは持ち返せるものと考えております。

また、一般的に建築工事の場合、設備工事というのが一般的におくれがちなものではあるのですが、今回、幸いなことに中学校のほう、浄化槽の設置工事とかエレベーターの設置工事というのがもう既に終わっているというところで、そういう点でもおくれが出づらないのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） なぜこれを今質問したかといいますと、11月に行ったときに、タイムスケジュール的に若干のおくれがあると。今、建設水道課長が言ったとおり、80%できていなければならないものが、大体今75%、ちょっとおくれぎみなのですと。そのときははっきりしたパーセンテージは示していませんけれども、実際に私たちが議員と

して外から見ていても、本来ならば11月末に外構工事が終わって、中学校が内装工事に入る予定となっている状況で、現状、今の状況、質問書を書いたときにも、まだ実際に中学校がそこまでいっていないのではないかという懸念があったので、今回こういう質問をさせていただきました。

今、課長からの説明であれば、今後ちゃんと、この時期に入ってきていますから、スケジュール的なことの確認も行政のほうから、あちらが言うのではなく、こちらでもチェックをしていってほしいなと思います。

なぜこれを今、私が申すということは、4月10日の開校式に合わせて、いわゆる中学校の入学式が、平年でありますと4月7日、8日ぐらいに今まで行われてきているのです。2日おくらせているということは、子どもたちの休みを削っているのではないかとこのことを懸念します。平成30年4月1日からの子どもたちは、多分夏休み、冬休みを1日、2日削らないとこのおくれを取り戻すことは、カリキュラム的には到底無理なことも考えられますし、開校式が10日ごろと言われても、これが2日、3日おくれると、実際に負担がかかるのは子どもたちのところへ行くわけです、生徒に。ですから、その辺のチェック、最終チェックに入ったのですから、引っ越しも、中学校の備品で使えるものは運ぶということですから、大体3月20日前後ぐらいをめどに搬入、搬出を予定していると思いますけれども、何せ羅臼町のことですから天候が、引っ越しのときにきちんと晴れているとか、そういうことはあり得ないと思いますので、どんな工事でも羅臼町の場合、冬場の工事というのはどうしてもおくれます。だから、あえて今回こういう質問をさせていただきました。

それで、2点目の開校の準備の状況も、今、説明受けたとおり、備品の入札とかいろいろなこと含めまして、順調に進んでいるということなのですけれども、その辺あたりで、答弁書にあります、開設の準備委員会の協議が順調に進んでいるということをお聞きまして、これもきちっと委員会のほうから先生方を初め、指導をきちんとしていってほしいなと思います。これにつきましては、返答は必要ありませんので。

続きまして、幼小中高一貫教育につきまして、先ほど町長のほうから、幼稚園と小学校の適正配置計画は、今、諮問を受けた段階だと。私自身が考えるに当たりまして、人口減少は避けられないことです。昨年も出生率がそんなに多くないです。これは、出生率が少ないということは、子どもたちが、先ほど小野議員からありましたけれども、一間口に満たないだけの出生率になっています。ということは、おのずから6年後、7年後に小学校へ上がるときに一クラスしかないわけです。これをふやせと言ったって、子どもたちをほかから連れてくるわけにもいかないし、今、私の子どもたち初め、子どもの数が昔と違って極端に少ないです。1子、2子、3人いるところというのは、多いと言われるくらい、今、羅臼もそういう形態になっています。この辺あたりで、町長の適正配置の時期をちょっと早める必要があるのではないのかと。検討委員会は、町民とか住民に、十二分に意見を吸い上げて、説明をしていくと思います。ましてや、町長は毎年各町内会から要請

があれば、車座を受けて講演をして、意見を聞いているという、情報収集をしているのですから、ぜひその場でも挙がるような雰囲気づくりというのが私は必要ではないのかなと思うので、その辺あたり、町長、ちょっとお答え願えますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 幼稚園、小学校の1校化につきましては、前から私のほうから執行方針の中でも取り上げさせていただいております。この時期については、ここの人口推移を見ますと、明らかに、今言われたとおり1校になってしまう時期というのがはっきり出てくる時期もございます。

ただ、考え方として、しっかりこれは地域の例えば親御さんたち、それから学校教育の現場、いろいろなところに御理解をいただかなければいけないものだというふうに考えておりますので、その辺につきましては慎重に、また、慎重なのですけれども、急いでというようなことで計画を立ててまいりたいというふうに思っておりますし、御理解いただく、また、いろいろな意見を頂戴する機会というのも、今後いろいろなところでふやしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それにつきましては、ぜひ速やかに進めるようにお願いしたいと思っております。

関連しまして、二つ目に、ゼロ歳から3歳児までということで、保育施設というのは、うちのまちは保育施設は1件しかありません。幼稚園で、確かにゼロ歳から3歳児まで保育を受けております。これは、保育延長という形で、もしくは保育外として、保育料をお支払いして、幼稚園にお願いして預けるということをお願いしているのですけれども、それができない親が多分いると思うのです。なぜ預けられないかという、どうしても自分たちで子どもたちを見ていかなければならない状況下にある。また、働きに出られない親もいます。

子どもが産まれて、1歳児ぐらいまでは母親のそばで、今は父親も育てると言われていますけれども、私も4人育てましたけれども、子育ての自信は全くありません。やっぱり3歳児まではどうしても母親なのです。家庭の教育と先ほど教育長が言いましたけれども、母親が子どもにとっては、ゼロ歳から3歳児まではすごい先生であり、親を見て子どもは育つので、ゼロ歳児に対しての支援の仕方というのはもうちょっと、子育て支援とか幼稚園の保育程度ぐらいでは私はおさまらないような気がします。町長の行政報告の中でも、認定こども園とかも考えなければならぬようなニュアンスの答弁書も出ていますけれども、ただ、羅臼町の今の経済状況から見て、それが100%可能かということはありませんので、その辺あたりで、いろいろなことを複合化して考えるお気持ちがあるか。複合化ということは、例えば小さい子を育てるのに、母親ばかりでなく、お年寄りの力をおかりするとか、そういうような形で、子育て支援をするのを、現役を終わった人方にもちょっとお手伝いをしてもらうとか、いろいろな方針が組めるのではないかと

うのですけれども、その辺あたりの町長の考え方を。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまのゼロ歳から3歳児までの保育の関係でございますけれども、これも1校1園化というものによって大きく環境が変わってくるのだらうというふうに考えております。受け入れる側の問題も当然ございますし、施設の問題、さまざまな問題は、1校1園化と切り離して考えることはなかなかできない部分もございまして、それによって、今、検討をさせていただいているということでもあります。

また、確かに認定こども園ですとか、そういったお話もありましたけれども、今現在行っている両幼稚園での預かり保育であったり、そういった中で、どこまで対応ができるのか、これも総体で考えていかなければいけないことだというふうに思っております。一緒にといいますか、関連づけて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように関連性を持たせながら、これには、実はほかの、まだまだかかります。公共施設のマネジメントもこれにかかわってきます。いろいろなことを総体的に見てやっていかなければならない。これは、庁舎内の専門的なプロジェクトの中で動こうが動くまいが、実際には地域に落として、地域の意見も吸い上げなければならない時期が来ると思います。そういうときに、なるべく早く情報を外に発信するというをお願いしたいと思います。

続きまして、1番目に活性化支援策について、まず、教育についてですけれども、町長の行政執行方針の中で、来年度に向けて、二つの目玉となります学童支援と通学バスの無料化ということが今この議会に上程されました。大変喜ばしいことですが、ほかにもまだまだやらなければならないことが多々あります。

先ほどの議員が言った高校存続の問題もありますし、これは何十年も前から、実は20年以上前から適正配置というのは、羅臼高校はターゲットになっていました。そのころは二間口です。ですけれども、将来構想を見ても、そのときのゼロ歳児は、ちょうど50人か60人ぐらいでした。それが100%進学すれば二間口になります。ただし、100%進学するということは、中学生はあり得ないです。自分の好きなことをしたい、自分の志望で町外へ出る子どもたちもいます。それを勘案しますと、大体あの当時ですら75から80%ぐらいの子どもたちしか羅臼高校には進学してくれませんでした。ですから、そういうことを考えると、これだけ少子化になってしまっていて、50、60の数字でいくと必ず一間口になるのははっきりしていることです。

ですから、先ほどいろいろな教育方針とかがありますから、外部もありますけれども、もうちょっと町内で、何が子どもたちに教育が必要なのかと。うちの子どもたちは、意外と将来設計をきちんと立てて、近年は、自分の志望するところに進む子どもたちがどんどんふえてきています。これは大変喜ばしいことで、子どもたちが自分の将来設計をしまして、自分は将来何になりたい。昔は、僕が子どものころは、例えばお店屋さんになりた

い。飛行機のパイロットになりたいとか、子どもころは夢を持っていました。けれども、それに実際に向かうかといったら、向かう子どもたちというのはほとんどいないです。ただ、今の子どもたちは、小学生のうちに、この間ちょっと見せてもらいましたら、自分の将来のプロフィールを書いているのです、実は。将来何になりたい。どこへ行きたい。どういう子どもになりたい。女の子であれば、子どもを産んで、どういう家庭をつくって、どういうふうになりたいと書く子どもたちもいます。そのような形成ができるということは、まだ羅臼町は捨てたものではないと思っております。子どもたちにも期待したいと思います。

ただし、それをやるためには、教育プラス産業が結びつかないと、子どもたちを育てる場所がありません。ですから、産業につきましても、平成30年度のことを聞いたのは、もうあと3カ月で30年度に入ってしまう。施策としては、今この12月に予算を組み込みだして、3月に私たちに上程してきて、それを決定する形になります。少ない予算ではありますけれども、その中で、有意義に使えるもの、どれを最優先にすべきかということこれから選択していかなければならない時代になります。十分予算はありません、うちの町には。けれども、知恵を出し合うということで、町長の行政執行方針の中で、協働のまちづくりの一環として、知恵を出したり、いろいろなことを踏まえながら、情報収集をしながらやっていただきたいと思っております。

一つだけ、教育について1点だけお聞かせ願いたいのは、中学校が1校になります。そういったときに、幼小中高一貫教育についての連携のスタイルがちょっと点と点になってしまうのですけれども、この結びつきについて心配するのですけれども、その辺あたりは大丈夫でしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） それについては、二つの中学校が一つになるということで、その前の段階が、二つの小学校が一つになって、一つの中学校から高校のほうに入ると。それは、今までのような、二つの中学校が考え方のずれが若干あったのですけれども、その辺が今後は統一が図られて進められるかなと思います。強制ではありませんけれども、いろいろな考え方が進められるようになるのかと今期待しているところです。

小学校が点になるということは、ならないと思います。その関係を来年度、ならないように十分図っていきたいと考えています。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように。幼稚園と小学校はお互い、そばに1校ずつありますから、その連携はそんなに難しくないと思うのですけれども、離れた中学校に連携するとすると、さらにまた飛んで高校の連携となると、ワンステップもツーステップも先生方に努力してもらわなければならない状態になります。この辺あたりはぜひきちっとやっていただきたいと思っております。

続きまして、医療・福祉についてですけれども、医療につきましては、うちは診療所1

件しかないので、この診療所を見守るしかないのですけれども、あと、福祉につきまして、町長の答弁書の中で、介護職員の不足、これはどこの事業所も不足しているのは事実でございます。ましてや高齢者がふえて、福祉を受ける人方が徐々にふえてきています。ほかのまちから見たら羅臼町は高齢者の要支援、要介護を受ける人数は、ほかの町から見ると加速度は小さいですけれども、着実にふえております。

その辺あたりで、町長として、新年度に介護職員に対しての教育というか、多分言っているのは、初任者研修のことを、今なくなるものを指して、講習を組ませるといっているのではないかと思うのですけれども、その辺あたりを1点お伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議員おっしゃるとおりでして、執行方針でも挙げましたが、地域包括支援システムを形成していくに当たり、医療の部分については孝仁会さんをお願いしていると。それを最終的に受ける介護側が、やはり今のような状態では、なかなかシステムがうまくいっていないと。将来のことを考えますと、なかなか明るい部分というのはないものですから、一、二年ほど前から事業所さんの意見をいろいろ聞きながら、要望も聞いてきたのですが、今回、そういうことで働いている者のキャリアアップということで御相談を受けて、実務者研修という形で支援をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） その方向は大変喜ばしいことなので、ぜひやっていただきたいと思います。

それでもう1点、その中に取り組んでもらいたいお願いがあるのですけれども、初任者研修、いわゆるキャリアアップなのですけれども、実は、ほかの市町村というか、大きな市、例えばこの近郊だと釧路市とか、札幌クラスだとありがたいのですけれども、その介護職員の、現場で働いている先輩方、そういう人方も講師に招いて入れていただけるような段階を組んでくれると、実は、ほかのまちの介護士さんのスキルはかなり高いのです。うちのまちが低いとは言っていません。もっと高い水準で動いているというところが多いので、いわゆる講師から聞くのはすごくためになるのですけれども、実際に外から見ると、職員の質なのです。スキルもあるので、質のアップもお願いしたいと。その辺あたりはお願いしたいと思います。それは答弁は必要ないです。

それでは、産業について、まず1点お聞きしたいと思います。

町長から説明を受けたもので、今年度、29年度でやっているものがほぼ入っております。30年度に向けてもいろいろなことをやっていくということで、このまま30年も推進していくという形ではよろしいかどうか、その辺あたりをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 産業については、先ほど田中議員もおっしゃってましたとお

り、やはりこのまちにとって、産業が活性化していかないと、いろいろなことが、それに伴って発展していかないとというようなことについては、そのとおりだというふうに思っておりますので、まずは、基幹産業である漁業を中心に、このまちの発展を目指していくことに全く変わりはありません。そのために行っていく施策については、さまざまなことがあると、まだまだ足りない部分もあるかもしれませんので、そのことも考えながら、今現在行っていることも継続してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ今回いただいた報告書に沿って、来年度もまたやっていただきたいと思います。

特に、1点だけお願いしたいところもあります。漁業についてです。

先ほど町長もほかの議員への説明の中で、若干触れたのですが、増養殖に関してです。ほかの議員も、水揚げの数量が下がっているのは、かなり懸念しているとおおり、ほかの議員からも指摘ありました。私もこの10年間を見ていて、金額ではなく、数量が下がっている総体数量も含め、ことしもそうですけれども、その辺あたりで、増養殖に対する施策を来年度盛り込んでいただきたいと思います。

いろいろな方法があろうかと思われ、増養殖と言っても、ただ単に魚を、成魚にしていくのも養殖です。例えば中間まで育てるのも増養殖です。もしくは、サケみたく稚魚にするのも増養殖です。うちのまちで、どれが一番適正なのかということ、研究しなければならない部分はありますけれども、その辺あたりをきちっと町の、これは組合ばかりでできる話ではありません。町、行政が支援してあげることによって、学術的に証明できる方法とか、いろいろな方法があります。先ほど教育長が言っていて、東大の先生方を初め、教育に関してのプロです。ましてや、水産に関しては水産のプロの先生方もたくさんおられます。知床という豊富な海の資源を持っている場所が、いい研究のデータベースになろうかと思われ、これは羅臼の財産だと思いますので、私は、ここのまちの持っている魚種につきましても、日本一の場所で、それをさらに研究するために、ぜひ外部からの研究員を羅臼が誘致するぐらいの度胸があってもいいのではないかとようなことを考えておりました。これは、組合さんでは、確かにウニとかマツカワとかクロゾイとか、いろいろな稚魚をつくって放流しています。それは単なる組合レベルです。やるとすれば行政レベルでやらなければならないと思うのです。

それとあわせて、環境保全の問題もありますから、単に増殖すればいいという問題ではありません。増殖の方法もいろいろあります。海上養殖もありますし、陸上養殖もあります。その辺あたりも十二分に羅臼というフィールドを使って勉強をする場にはいいのではないのでしょうかと思うので、その辺あたり、町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの、増養殖にもっともっと力を入れるべきではないかということだと思います。おっしゃったとおり、増養殖にはしっかり力を入れていかなければ

ばいけないというともありますけれども、基本的には、海面の問題ですとか、いろいろな、漁業権の問題も含めて、組合にはさまざまな解決しなければいけない問題というのがあるかと思いますが。その辺はしっかりと羅臼漁業協同組合と詰めて、町として何を支援できるかというところは、今までどおり相談をしながら進めてまいりたいというふうに思いますし、新たな取り組みに対しましては、できる限り町としても、いろいろなそういった国の補助も含めて、いろいろなところから使える制度も考えながら、一緒になってやっていければというふうに思います。

最初のほうでお答えしたと思いますけれども、これからやはりオール羅臼で、皆さんでこれからの羅臼をどう形成していくのかという相談をするためのプロジェクトチームをつくりながら検討していきたいというお話をさせていただきました。その中にも当然今のようなお話というのは入ってくるというふうに思いますので、その中でじっくり、素早く検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 最後になりますが、今、町長からお答えを聞いた中にぜひ1点だけ加えていただきたいと思います。これは実は公共施設のマネジメントでございます。今、中学校二つを一つします。当然一つ、二つの中学校は解体する予定です。ぜひその中に1点加えていただきたいのは、春松中学校なのです。ここは、跡地は更地に戻すだけという考え方で今、一応解体ということで考えられていると思うのですけれども、もしかしたら使える施設なのかなという気がします。これが何に使えるかどうかということは、期間的には短いですが、半年足らずしかありません。ただ、この間、閉校式でお伺いしたときに、まだ学校でない部分で使える部分があります、実は。その辺あたりをちょっとなるべくお金をかけないで、何に使えるかということ町民の皆さんに、こういうものを使うのにどういうふうに思いますかというアンケートを1回とられたらどうでしょうかということ提案したいと思います。その辺につきまして、町長、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながら中学校、今1校になって、両校の中学校については解体をする予定になっております。当然ながら羅臼中学校については、グラウンドにしなければいけないということで、全面的に解体をしなければいけないということになりますけれども、今おっしゃった春松中学校については、万が一といいますか、そこを利用して何か新しい産業を生み出すというような計画が持ち上がれば、当然のことながらいろいろ検討はしてまいらなければいけないというふうに思います。さまざまな問題点もまた逆にはあって、耐震性の問題であったり、いろいろなこともあろうかと思いますが。

ただ、これは、だからだめだということではなくて、本当にいい考えが、利用する話が出てくれば、どうやったらできるかという方向性で検討をしてみたいと思いますし、町内の中で、あの施設をこういうふうにご利用したいという御意見があれば、それはしっかりと

受けとめてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ検討の末端に入れていただきたいと思います。

今、町長のお答えを聞きまして、専門プロジェクトの考え方も必要です。ただし、町にも落としていただきたいなど。意見的に幅広い、羅臼には眠っているポテンシャルがありますので、その辺あたりを有効利用していただければ大変ありがたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、2番田中良君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

◎日程第 6 認定第 1 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 認定第 2 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 認定第 3 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 認定第 4 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 認定第 5 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 11 認定第 6 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（村山修一君） 日程第 6 認定第 1 号平成 28 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 11 認定第 6 号平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良君。

○各会計決算特別委員会委員長（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成 29 年 9 月 12 日に開会された第 3 回定例会において、本特別委員会に付託されました平成 28 年度目梨郡羅臼町各会計決算認定 6 件について審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

1、付託事件。

認定第 1 号平成 28 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算 1 件。認定第 2 号から認定

第5号平成28年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算4件。認定第6号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月4日及び10月11日、12日、26日、11月9日の5日間にわたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に、平成28年度予算の主要な施策がいかにか実現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記事項4点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了いたしました。

記。

総括質疑事項。

- (1) 知床羅臼町観光協会への補助金について。
- (2) 町民体育館指定管理者への委託料について。
- (3) 公園管理について。
- (4) 経常収支比率について。

各会計審査結果。

認定第1号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

現下の厳しい財政状況にあって、財政の健全化を図るべく、経費の削減等により、公共施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年積極的に行政改革を行ってきた成果であります。

また、ふるさと納税を主として、知床羅臼まちづくり基金に積み立てができましたことは、各位の努力の結果としてあらわれております。

そして、町税は収納率及び収入額とも対前年度比増となっており、景気状況が不振な当町でありながら、増収になったことは努力のたまものであります。

当町にとって歳入確保は大変重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後も財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われまます。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、今後も町民の納付意識の高揚を図りながら、公平、公明、公正の観点で、羅臼町債権管理条例のもと、さらなる徴収率向上を求めるものであります。

認定第2号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税は、収納率、収入額ともに前年度より増加となっており、努力の成果があらわれています。今後もより一層収納対策に万全を期し、収入額の増加、未収金の圧縮に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

また、健康づくりや予防活動など、医療費の削減につながるよう、徹底した取り組みを求めます。

認定第3号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業を考慮したとき、多額の企業債償還金が今後も続くことと、将来の消費税増税等に対応できるよう、早期の計画策定と住民説明を求めるとともに、事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平・公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分に配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は地方交付税への依存度が非常に高く、厳しい状況にあります。財政基盤が脆弱であり、町の各施策を支える財政運営は極めて厳しい中で進められています。硬直化された財政状況を鑑みると、経常収支比率は今後の課題となるものであります。

しかしながら、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率の実質赤字比率・凍結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準・経営健全化基準を全てクリアできたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

自主財源である町税及び使用料等については、基幹産業である漁業が不振ではありますが、今後も強権力と裁量権に配慮し、引き続き滞納整理に尽力されるよう期待するところであります。

ふるさと納税に関しては、基金積み立てはもとより、地域経済にも寄与することからも、今後も期待するものであります。

さらに、新たな自主財源確保に向けましても精力的に研究と施策の展開活動をしていただきたいと願います。

また、総括質疑で申し上げました4点につきましても、積極的に検討を進めていただきたいと考えます。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、今後も最小限の経費で最大の効果が得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、平成28年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

平成29年12月15日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については、会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義といたします。

これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 認定第1号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11 認定第6号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定しました。

ここで、3時30分まで休憩します。3時30分、再開します。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第52号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第52号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の最終ページでございます。

議案第52号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この任命につきましては、任期の満了によるものでありまして、次の者を任命したく同意を求めるものであります。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町八木浜町47番地1。

氏名は、田中紅美子。

生年月日、昭和38年11月9日、54歳でございます。

任期につきましては、平成30年1月25日から平成34年1月24日まででございます。

田中紅美子氏は、平成21年より羅臼町教育委員を務めていただいております。経験、識見とも適任でありますので、議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第52号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第13 報告第9号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第13 報告第9号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案1ページをお開き願います。

報告第9号専決処分した事件の承認について。

また、この後予定をしております議案第48号、49号、議案第44号から47号、議案第50号、51号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページでございます。

専決処分書。

平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業会計補正予算について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成29年11月8日であります。

平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,626万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款1項繰越金、168万円を追加し、合計168万1,000円。

歳入合計168万円を追加し、1億9,626万4,000円となるものでございます。

内容につきましては、歳入の財源調整を前年度繰越金に求めたものでございます。

歳出でございます。

1款総務費、168万円を追加し、1億5,062万9,000円。

1項総務管理費、168万円を追加し、1億5,062万9,000円。

歳出合計168万円を追加し、1億9,626万4,000円となるものでございます。

内容につきましては、国保診療所の温泉供給管が劣化による故障を起こし、診療所の暖房供給ができなくなり、冬期間を迎えることから、緊急的に修繕の必要が生じ、専決処分をさせていただき、工事は完了いたしました。

なお、12月7日開催の国保運営協議会において報告し、御理解をいただきましたことを申し添えます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 報告第9号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第14 議案第48号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第48号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第48号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。まず、平成29年の人事院勧告の内容につきましては、参考資料の資料1に記載してあります概要につきましては、各常任委員会で詳しく説明をさせていただきましたとおりでありまして、今回の改正は、人事院勧告により、職員の期末手当の率に変更されたことから、職員と同様に改正を行うものでありまして、6月期、12月期ともに支給率を100分の5引き上げるものであります。

なお、本年度につきましては、既に6月期分が支給済みのことから、附則で、平成29年度に限り、12月期の支給率を100分の10引き上げる特例を定めるものであります。

それでは、改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の132.5」を「100分の137.5」に改め、「100分の147.5」を「100分の152.5」に改める。

附則として、第1項は、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、平成29年12月に支給する期末手当に関する特例です。

改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、平成29年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の152.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

なお、参考資料の2ページに、資料2で、改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

また、本改正に関する影響額につきましては、約16万2,000円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

議案第48号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第48号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第49号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第49号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。今回の改正は、人事院勧告による改正でありまして、先ほど羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてにおきまして、人事院勧告の概要につきまして説明させていただきましたが、勤勉手当の6月期、12月期分をそれぞれ100分の5ずつ、合わせて年間分で100分の10引き上げし、月例給につきましては、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定が行われており、その他につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改定が行

れ、平均改定率は0.2%としたものであり、加えて一部文言の整理を行うものであります。

それでは、改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2、給料表につきましては、19ページから23ページに記載のとおりであります。

23ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条中「52を乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加えるは、文言の整理であります。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則として、第1項は、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項で、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものであります。

第3項は、給与の内払いです。

改正後の給与条例を規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

第4項で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

なお、参考資料の1ページの資料1のほか、3ページに資料3で、改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

また、今回の改正による影響額につきましては、全会計分を合わせまして、勤勉手当は、約365万3,000円、給料は77万8,000円で、合計約443万1,000円となっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第49号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第44号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第44号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の6ページをお願いいたします。

議案第44号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億211万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、173万9,000円を追加し、7億8,633万1,000円。

1項国庫負担金、350万円を追加し、3億6,525万1,000円。

2項国庫補助金、176万1,000円を減額し、4億1,877万1,000円。

この内容につきましては、国庫負担金ではありますが、障害者自立支援医療費の国の負担分、2分の1の負担分でございます。国庫補助金につきましては、制度改正によります社会保障・税番号制度のシステム改修費に188万円の追加、障害者地域生活支援事業システム改修費で32万4,000円の追加、幌萌橋撤去に係る調査設計費の中止によります396万5,000円の減額でございます。合わせて176万1,000円の減額となりました。

14款道支出金、2,213万円を追加し、1億9,542万2,000円。

1項道負担金、175万円を追加し、8,016万1,000円。

2項道補助金、2,038万円を追加し、1億39万2,000円。

負担金の内容でありますけれども、障がい者自立支援医療費負担金でございまして、道の4分の1の負担金でございまして、補助金につきましては、間欠泉が毀損前の状態に自然復旧されたため、工事の執行を中止して、162万円の減額。漁協が主体事業のウニ資源増大対策事業、養殖ホタテ貝の協業化事業、取締船の機器整備事業、新規に2,200万円の北海道の補助がありました。合わせて2,038万円となったものでございます。

16款1項寄附金、11万4,000円を追加し、3億7,339万1,000円。2社1団体から善意の寄附をいただいたものでございます。

18款1項繰越金、2,110万9,000円の減額でありまして、387万7,000円。歳出予算の調整でございまして、繰越金を減額するものでございます。

19款諸収入、36万円を追加し、2,243万8,000円。

3項雑入、36万円を追加し、2,197万6,000円。

平成28年度児童手当負担金の確定に伴う過年度分の交付の歳入を受けるものでございます。

歳入合計323万4,000円を追加し、60億211万6,000円となるものでございます。

続いて、歳出でございまして。

1款1項議会費、16万2,000円を追加し、3,712万9,000円。人勧による増額でございまして。

2款総務費、186万6,000円を減額し、11億4,005万3,000円。

1項総務管理費、186万6,000円を減額し、11億655万9,000円でございまして。

内容につきましては、消防事務組合負担金、退職職員等の人件費分として560万円の減額、善意の指定寄附がございました。文教施設整備基金に10万円の積み立て、体育文化振興基金に1万4,000円の追加で、制度改正に伴う社会保障・税番号制度の電算システムの改修費として362万円でございます。

3款民生費、657万2,000円を追加し、4億9,501万8,000円。

1項社会福祉費、580万5,000円を追加し、4億533万円。

2項児童福祉費、76万7,000円を追加し、8,936万5,000円。

内容につきましては、制度改正に伴う電算システムの改修として64万8,000円。障がい者の自立支援の改修費でございまして。生活保護受給者の入院医療が増大になっておりまして、この扶助費に700万円の追加。介護保険会計への繰出金として109万8,000円。これにつきましては、人勧分と電算システムの改修費でございまして。28年度の後期高齢者療養給付費の負担金確定に伴う精算として294万1,000円の減額。28年度児童手当負担金の確定に伴う清算金として76万7,000円の追加という内容でございまして。

5款農林水産業費、2,300万円を追加し、1億4,797万6,000円。

3項水産業費、2,300万円を追加し、1億1,611万6,000円。

これにつきましては、歳入で申し上げましたとおり、いずれも漁協の事業主体でありまして、養殖ほたて事業漁業協業化補助金に1,680万円。ウニ資源増大対策事業補助金として320万円。取締船の機器整備事業として300万円の内容でございます。

7款土木費、940万円を減額し、8,953万5,000円。

2項道路橋りょう費、940万円を減額し、8,826万8,000円。

町道幌萌公園線に係る幌萌橋の撤去に係る調査設計費が今般採択にならなかったことによる減額をするものでございます。

8款教育費、77万8,000円を減額し、21億1,182万1,000円。

2項小学校費、184万3,000円を追加し、5,436万6,000円。

3項中学校費、7万2,000円を追加し、18億7,658万3,000円。

5項社会教育費、269万3,000円を減額し、2,927万1,000円。

小学校費におきましては、羅臼小学校の暖房設備の維持補修でございます。あわせて、小中学生の新入学準備金の早期支給で52万2,000円。公民館図書バスの車両運行にかかわる業務員の賃金の増でございます。最低賃金の見直しによる8万8,000円の増。間欠泉の閉鎖がございましたけれども、自然復旧したということで324万円の工事について減額をするもの。郷土資料館、賃金7万4,000円の追加につきましては、最低賃金の見直しによるものでございます。あわせて、郷土資料館の看板が突風により破損、修繕をするために38万5,000円。合わせて、それぞれの教育費の77万8,000円の減額となるものでございます。

10款1項職員費、1,445万6,000円を減額し、7億9,425万円。

これによりましては、人事院勧告あるいは人事異動、職員退職に伴いまして、減額をするものでございます。

なお、歳出合計は323万4,000円を追加し、60億211万6,000円となるものでございます。

それぞれ別冊資料として、事項別明細書を配付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第44号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第17 議案第45号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算**

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第45号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第45号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算であります。

平成29年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,945万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億956万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

10ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、88万5,000円を追加し、3億2,542万9,000円。

2項国庫補助金、88万5,000円を追加し、7,317万3,000円です。

国保都道府県化に伴いますシステムの変更委託料に係る国のルール分の補助金であります。

6款道支出金、126万5,000円を追加し、8,530万1,000円。

2項道補助金、126万5,000円を追加し、7,199万7,000円です。

国保都道府県化に伴いますシステムの変更委託料及び旅費に係る道のルール分の補助金であります。

10款1項繰越金、6,730万2,000円を追加し、6,730万3,000円です。
前年度からの繰越金であります。

歳入合計は6,945万2,000円を追加し、10億956万6,000円であります。

11ページで、歳出です。

1 款総務費、6,945万2,000円を追加し、1億1,031万7,000円。

1 項総務管理費、6,945万2,000円を追加し、1億631万6,000円です。

内容につきましては、平成30年度からの国保制度改正に伴いますシステムの改修費用として195万5,000円の増額。国保都道府県化に伴う説明会、研修会への出席旅費として19万5,000円の増額。この2件につきましては、全額、国と道からの補助となります。三つ目は、前年度繰越金6,730万2,000円を全額、国保財政調整基金に積み立てるものです。これによりまして、平成29年度末の基金残高は1億105万3,646円となる予定であります。

歳出合計は、6,945万2,000円を追加し、10億956万6,000円であります。

以上でございますが、別冊資料として事項別明細書を添付しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

また、この補正予算につきましては、12月7日開催の国保運営協議会に諮問し、原案のとおり御承認をいただいていることを御報告いたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第45号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第46号 平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第46号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の12ページをお願いします。

議案第46号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算であります。

平成29年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによ

る。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,712万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、46万円を追加し、1億1,088万円。

2項国庫補助金、46万円を追加し、3,093万6,000円です。

平成29年度の制度改正に伴うシステム改修費の国庫補助金でありまして、国の補助基準額92万円の2分の1となっています。

7款繰入金、109万8,000円を追加し、9,360万9,000円。

1項他会計繰入金、109万8,000円を追加し、8,360万9,000円です。

人事院勧告での職員給与費増額分として24万4,000円、システム改修費の町負担分として85万4,000円、それぞれルール分として繰り入れるものです。

歳入合計は、155万8,000円を追加し、4億9,712万9,000円となるものです。

14ページで、歳出です。

1款総務費、131万4,000円を追加し、2,135万1,000円。

1項総務管理費、131万4,000円を追加し、1,799万8,000円です。

平成29年度の制度改正に伴うシステムの改修費であります。歳入では、ルール分として、国庫補助金46万円と一般会計から繰入金85万4,000円を見込んでおります。

2款保健給付費で、増減額はありません。

1項介護サービス等諸費、280万円を減額し、3億6,615万2,000円。

2項介護予防サービス等諸費、280万円を増額し、1,087万3,000円です。

介護保険の給付費は、要支援1と要支援2の認定者につきましては、介護予防サービス等諸費として支払うことになっております。本年度に入り、要介護認定から要支援認定への認定変更者が増加しておりまして、予算不足が見込まれますので、介護予防サービス等諸費の増額をお願いするものであります。

また、その分、要介護認定者の保健給付費では不用額が見込まれますので、同額を介護サービス諸費から減額するものであります。

6款1項職員費、24万4,000円を追加し、1,648万7,000円です。

平成29年度の人事院勧告による介護担当職員2名分の職員給与等の増額であります。

歳出合計は、155万8,000円を追加し、4億9,712万9,000円となるもの

です。

別冊資料といたしまして、事項別明細書を添付しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第46号平成29年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第47号 平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第47号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第47号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告等による水道事業会計職員の給与の増額分でございます。

第1条は、総則でございます。

平成29年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正でございます。

平成29年度水道事業会計予算第3条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用を78万4,000円増額し、2億1,119万8,000円とし、第1項営業費用を78万4,000円増額し、1億7,242万2,000円とするものがあります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を78万4,000円増額し、1,445万1,000円とするものでございます。

別冊資料に詳細を添付させていただいておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第47号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第50号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第50号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の24ページ。

議案第50号であります。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

25ページをお願いします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

改正条文につきましては、以下、記載のとおりであります。改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、恐れ入りますが、参考資料の7ページ、資料4をお願いいたします。

改正条例の新旧対照表であります。

今回の改正は、本条例の根拠法であります介護保険法の改正により、各条項を改正するものでありまして、主な内容といたしましては、複合型サービスが介護小規模多機能居宅型介護と名称変更したこと。また、小規模多機能型居宅介護施設の登録定員の上限が25人から29人へ引き上げられたことによるものです。

根拠法令の引用部分の条項を改正し、運用するものがほとんどありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

第7条は、設備及び備品等についての条項であります。条項の整理と引用法令を追加するものです。

第8条は、従業員の員数について。

9ページの第9条は、利用定員等についての条項ですが、名称変更と引用部分の整理でございます。

次に、10ページで、第37条は、事故発生時の対応についての条項ですが、引用法令を追加するものです。

第44条は、従業員の員数等についてです。名称変更と引用部分の改正並びに追加をするものです。

少し飛びまして、13ページ、第45条、管理者につきましても、引用部分の整理と名称変更による改正です。

14ページで、第47条です。登録定員及び利用定員です。登録定員を25人から29人までに変更するもので、登録定員に応じて利用定員も定めておりまして、登録定員が26人または27人の場合の利用定員を16人に、28人の場合は17人に、29人の場合は18人にそれぞれ定めるものです。

次の第63条、居住機能を担う併設施設等への入所から、17ページの第86条、準用までの改正につきましても、名称変更による改正と引用部分の整理及びただし書きを追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第50号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第51号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第51号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（大沼良司君） 28ページをお願いします。

議案第51号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

29ページをお開きください。

羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2、中学校。

第2条関係。名称、羅臼町立知床未来中学校。位置、羅臼町栄町104番地2。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

本条例につきましては、平成30年3月31日をもって、羅臼中学校、春松中学校がそれぞれ廃校となり、新たに知床未来中学校が開校することから一部改正を行うものです。

参考資料として、一部改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

なお、本条例は、11月22日に行われました第11回教育委員会にお諮りし、原案のとおり承認をいただいているものでありますので、御報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第51号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第4号 北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第4号北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 発議第4号北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月15日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員松原 臣。

賛成者、羅臼町議会議員宮腰 實、同じく、坂本志郎、同じく、高島譲二。

北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書。

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜産物の安定供給という重要な使命を担っています。

加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実に直面しており、全体の生乳生産量は減少局面にあります。これまで、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって生乳生産量を確保してきましたが、生産現場ではこうした手法にも多大な投資負担や労力面等から限界感

が漂ってきています。

さらに、広大な北海道酪農地帯においては、単なる生乳生産のためではなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、こうした視点を取り入れた生産基盤の強化策が求められています。

また、TPP協定や、日欧EPA交渉などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品市場は、これまでに経験したことのない高い水準の自由化が迫られています。このため、次世代を担う後継者をはじめ多くの農業者は、更なる国内生産の縮小と所得の低下を招きかねないとの将来不安を強めています。

ついでに、国民の基礎的食料の一つである牛乳・乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済、社会を支える酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算措置に努められますよう、下記事項を添えて強く要望致します。

記。

- 1 食料・農業・農村基本計画などで定める牛乳・乳製品や肉類の自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、盤石な経営所得安定政策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、国際競争に打ち勝つ国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。
- 2 改正畜安法の下で設定される「平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価」については、生産基盤の強化や将来不安を払拭する観点から『経営努力が報われ、意欲と希望をつなぐことができる、安定的な所得確保と再生産可能となる水準』で設定すること。
- 3 集送乳調整金については、チーズ向けを含め条件不利益地の生乳をあまねく集荷する指定団体の機能が十分に発揮できるよう、その機能発揮に見合った適正な単価水準で設定すること。
- 4 肉用子牛生産者補給金制度については、算定方式の見直しや繁殖経営支援事業との一本化を早急に行い、品種ごとに再生産確保と意欲の持てる保証基準価格等を適正に設定すること。
- 5 輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家を支援する「飼料生産型酪農経営支援事業」については、将来不安を払拭し国際競争に対応する経営安定施策として位置付け、支援対象要件の弾力的な運用や支援の水準を高めるなど、事業内容の充実・強化を図ること。
- 6 乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興・品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。
- 7 指定団体制度改革などに伴う生乳の需給安定に対する生産者不安を払拭するため、

国の責任において、需給緩和時における生産者団体等による乳製品製造経費（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。

8 専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的（安定的）な事業の推進が可能となるよう、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）の十分な予算を確保の上、生産現場の要望に対応した事業内容の充実・強化を図ること。

9 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも、酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも極めて重要であることから、利用組合等生産現場の要望を踏まえた事業内容の充実・強化を図ること。

また、酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての職業資格を付与する制度を創設し、資格取得登録者に対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第4号北海道の酪農・畜産の安定経営に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、今議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手

元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長(村山修一君) ここで、町長より年末の御挨拶がございます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 平成29年最後の定例会ということもあり、年末の挨拶をさせていただきます。

まずは、町民の皆様、そして議員各位に対しまして、ことし1年の町政への御理解、御協力に心から感謝を申し上げます。

行政報告でも言いましたが、ここ数年減少傾向にあった漁業についても、資源の枯渇がますます進み、危機的状況になってしまいました。

来年は、将来に向け持続可能な漁業が続けられるよう、漁協や水産関係者、各産業団体と一体となり、オール羅臼で思い切った取り組みを行わなければならないと考えております。そのためには、町民皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

そんな中、先日、経済文教常任委員会の所管事務調査で、漁協、商工会にてヒアリング調査を行っていただき、報告を受けたところであります。

これからは、漁協や生産者、買い受け人や加工業者だけではなく、羅臼町全体で問題を共有し取り組んでいかなければなりません。議員各位には、ますますの御理解、御協力をお願いいたします。

知床未来中学校の校舎建設も平成30年4月10日の使用開始を目標に順調に進んでおります。新年度から全中学生が元気に登校できるよう万全を尽くしてまいります。

知床羅臼診療所は、社会医療法人孝仁会様と、さらに5年の契約をさせていただきました。今後も孝仁会とともに、さらに充実した医療の提供を目指してまいります。

ふるさと納税につきましても御報告しましたとおり、順調に推移をしております。

町長就任3年目の行動、決断の年として、町内街路灯のLED化、海洋教育も含めたESD推進協定の実施、高校存続への取り組み、管理職プロジェクト、通学バスの全面無料化、子育て支援の充実の実施、知床ナンバー導入のための取り組みや地域ブランドの推進などを行ってまいりました。

これからも地域の振興、そして町民の幸福のため、職員一丸となって、全力を挙げて取

り組んでまいります。

ことし3月の第1回定例議会から本日第4回の定例議会まで多くの一般質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。私自身気づかなかったことなどもありましたし、なるほどと思うものもたくさんございました。私の答弁で至らない点もあったのかと思いますが、議員皆様の温かい対応でお許しいただいたこともあったのかかもしれません。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうです。ことしも町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝し、来たる新しい年もより一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

年末を迎え、心より願うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない年であるように、また、大漁で活気のある浜であることを心から願っております。

平成30年が羅臼町民一人一人に幸せを運び、町政のさらなる発展をもたらす年になりますことを祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、ありがとうございました。（拍手）

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

平成29年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後 4時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員